

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月19日
【計算期間】	第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
【ファンド名】	大和住銀DC年金設計ファンド30 大和住銀DC年金設計ファンド50 大和住銀DC年金設計ファンド70
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 信明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	河本 拓三
【連絡場所】	ディスクロージャー部
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

大和住銀DC年金設計ファンド30

大和住銀DC年金設計ファンド50

大和住銀DC年金設計ファンド70

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

大和住銀DC年金設計ファンド30

大和住銀DC年金設計ファンド50

大和住銀DC年金設計ファンド70

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)、 資産配分固定 型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）、資産配分固定型））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に複数資産（株式、債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

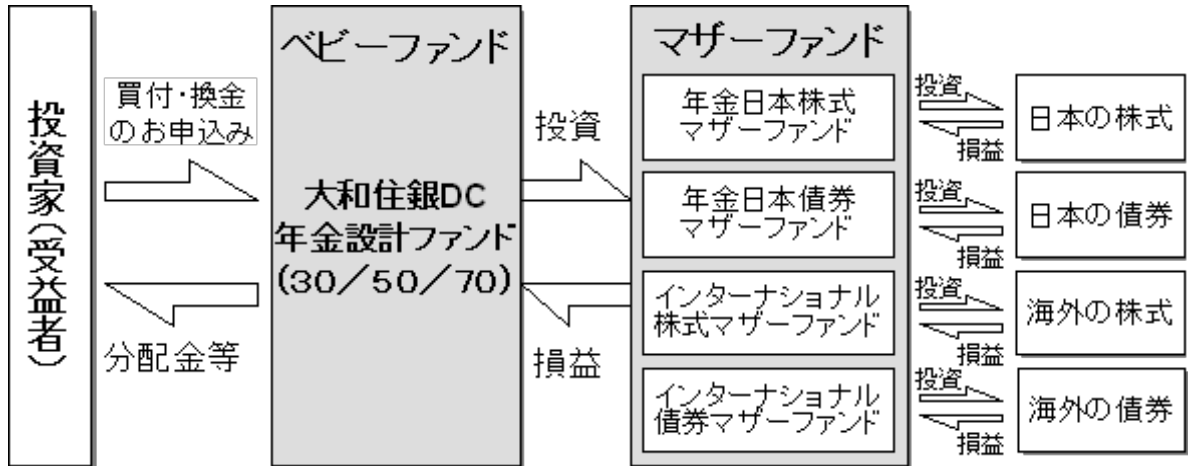
ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

イ．主として国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。



年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、国際的株式マザーファンドおよび国際的債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

ロ．資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

< 基本資産配分 >

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
対象マザーファンド	年金日本株式マザーファンド	年金日本債券マザーファンド	国際的株式マザーファンド	国際的債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

ハ．海外資産の運用は、T．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドが行います。

国際的株式マザーファンドおよび国際的債券マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドへ委託します。

＜Ｔ．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの
概要＞

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびＴ．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ５００インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

ニ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ホ．各マザーファンドの運用は、各資産のベンチマーク（下記参照）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

資産	ベンチマーク
国内株式 （年金日本株式マザーファンド）	ＴＯＰＩＸ（東証株価指数・配当込み）
国内債券 （年金日本債券マザーファンド）	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合
海外株式 （インターナショナル株式マザーファンド）	ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（円換算）
海外債券 （インターナショナル債券マザーファンド）	シティグループ世界国債インデックス （除く日本、円換算）

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、東証市場第一部の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所が算出、公表を行っています。ＴＯＰＩＸは東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としており、東証市場第一部の時価総額を基準時価総額（昭和43年1月4日における東証市場第一部全銘柄の時価総額を100とする。）で除して算出されます。有償増資、新規上場や上場廃止など、市況変動以外の要因で時価総額が変動する場合には、連続性を維持するために、基準時価総額がその都度修正されます。

ＴＯＰＩＸは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

株式会社東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止、またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している債券指数で、野村證券株式会社の知的財産です。当該指数に関する一切の知的財産権とその他の一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

M S C I コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、平成20年12月末時点で日本を除く世界22カ国で構成されています。M S C I インデックスに関する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。M S C I コクサイ・インデックス（円換算）とは、米ドルベースのM S C I コクサイ・インデックスを委託会社が円換算したものです。

ベンチマーク構成国（2008年12月末現在）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、アメリカ、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ギリシャ

（注1）ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資する場合があります。

（注2）ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、平成20年12月末時点で世界22カ国で構成されています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）とは、米ドルベースのシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

ベンチマーク構成国（2008年12月末現在）

アメリカ、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ギリシャ、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア

（注1）ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。

（注2）ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

（参考）マザーファンドの特色

1 年金日本株式マザーファンド

- (1) わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性（バリュースコア）を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- (2) T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとし、バリュースコア・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

銘柄選択

「バリュースコア比較」と「ファンダメンタル判断」の組み合わせで銘柄選択をします。銘柄選定に関しては、バリュースコア銘柄に重点をおき、ファンダメンタル価値対比の割高/割安判断を業種・規模毎に行います。

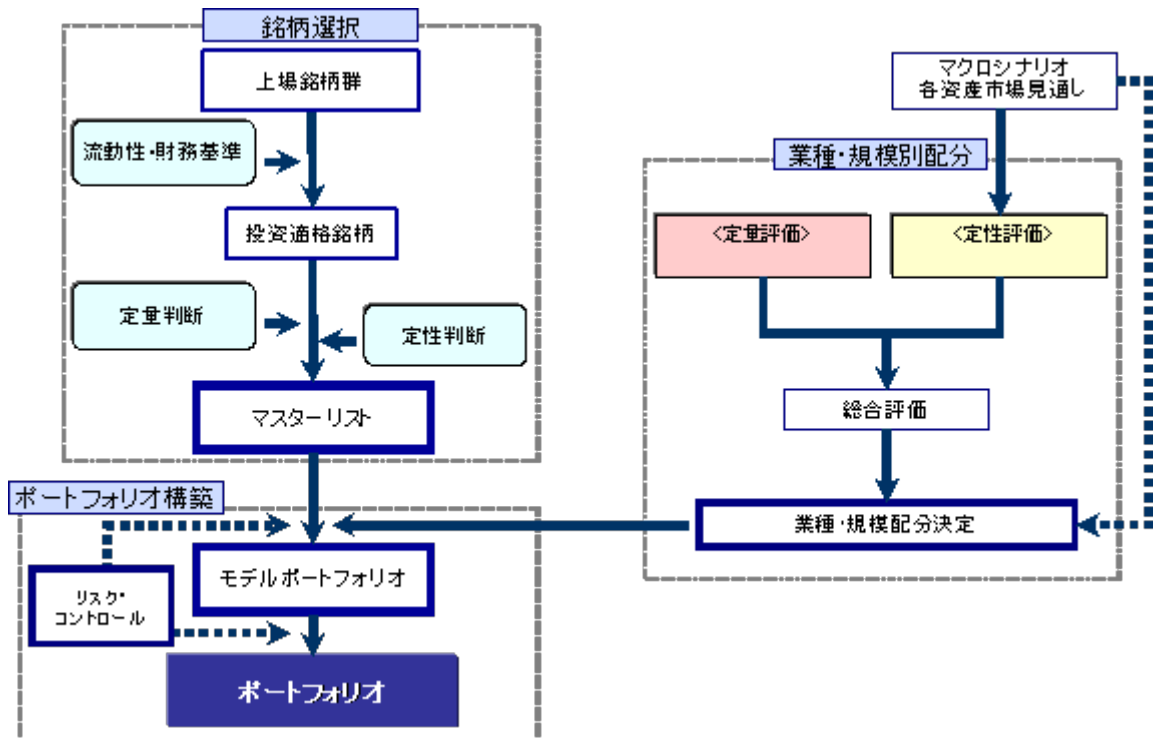
業種規模別配分

トップダウンアプローチとアナリスト等によるボトムアップを融合することで業種配分等を決定します。

リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組み入れ制限の管理等

< 銘柄選択及びポートフォリオ構築プロセス >



2 年金日本債券マザーファンド

- (1) わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測（デュレーション・コントロール等）等を重視したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- (2) NOMURA - B P I 総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

デュレーション、残存期間別構成の決定

マクロ分析等に基づき、金利およびイールドカーブの予測を行い、デュレーションおよび残存期間別構成比率を決定します。

債券の種類別比率の決定

債券種別による収益予測（スプレッド予測）と社内のクレジットアナリストグループによるクレジット分析等に基づいて、債券種別構成比の決定をします。

銘柄選択

個別銘柄の割安・割高分析により、割安な銘柄を選択します。

リスクコントロール

ベンチマーク特性との乖離および組入銘柄の信用リスクをチェックします。

3 インターナショナル株式マザーファンド

- (1) 海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- (2) M S C I コクサイ・インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国の株式以外へ投資を行うこともあります。
- (3) 運用の指図に関する権限をT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドに委託します。
- (4) 投資プロセス

銘柄選択およびポートフォリオ構築プロセス

個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより、以下の2つの観点から銘柄を選択します。

- ・地域固有の要因に基づく「地域（国）別銘柄選択」
- ・グローバルな視点に基づく「セクター別銘柄選択」

運用チームにおいて、上記の2つのプロセスで選定された銘柄の検討を行い組入銘柄の決定を行います。

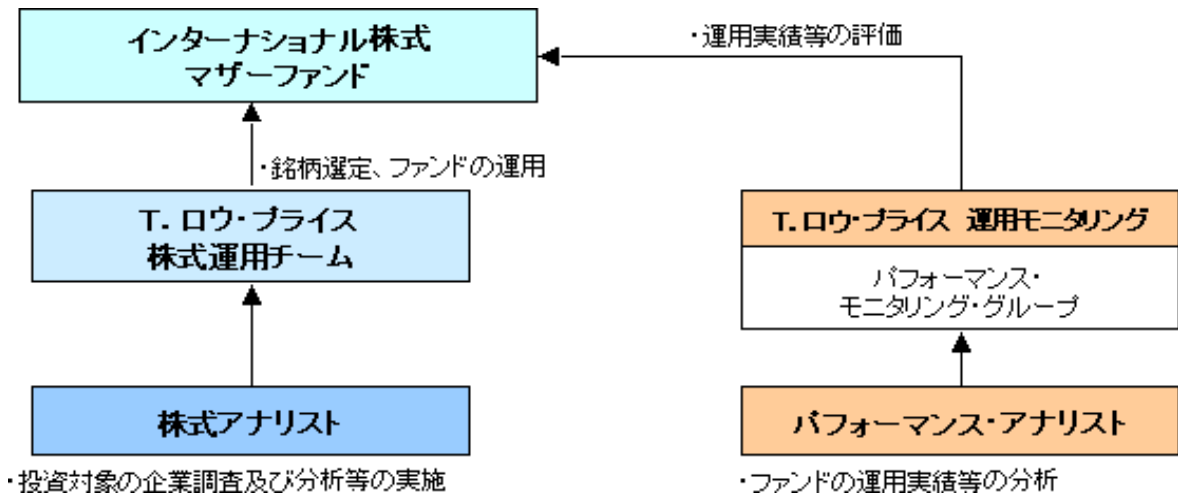
各国のマクロ経済分析とセクター動向分析との整合性を勘案し、国別配分（カンントリー・アロケーション）・セクターアロケーションの調整等を行い、最終的にポートフォリオを構築します。

リスクコントロール

幅広く分散投資を行うことによりリスクの低減を図ります。

< 運用体制 >

T. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの運用体制は以下の通りです。



* 運用体制は今後変更になることがあります。

4 インターナショナル債券マザーファンド

- (1) 海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- (2) シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- (3) 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- (4) 運用の指図に関する権限をT. ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドに委託します。

国別・通貨別配分

各国市場のマクロ分析を基に金利・為替見通し、相対的魅力度を策定し、十分分散効果が働くような国別・通貨別配分をそれぞれ決定します。

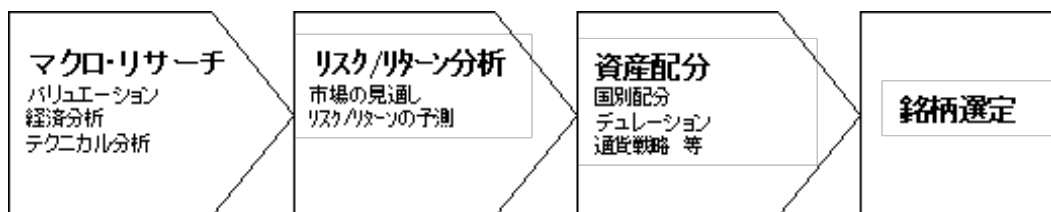
銘柄選択

T. ロウ・プライス・グループにおける調査能力を活用し、個別銘柄を選択します。

リスクコントロール

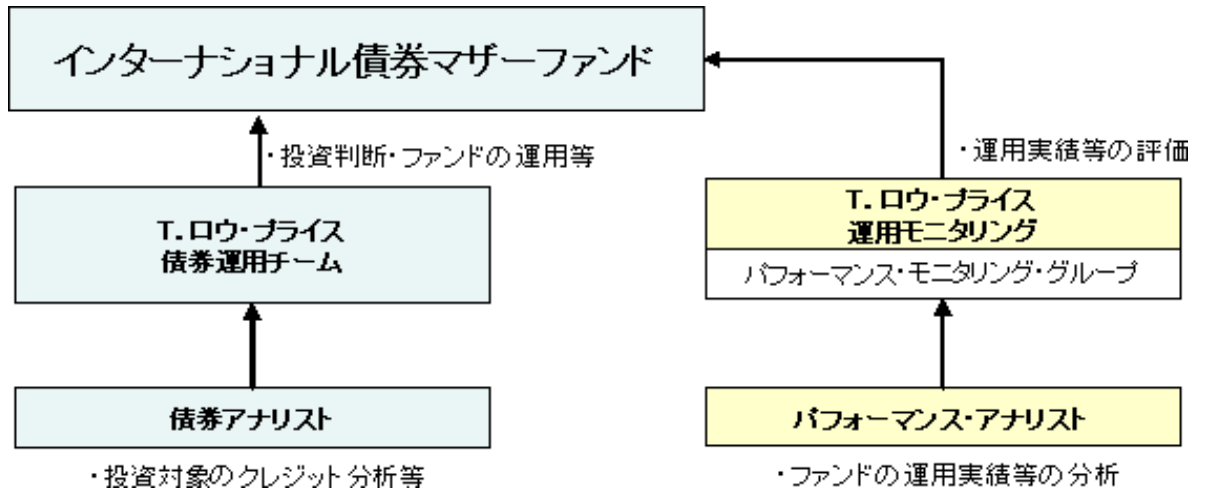
構築されたポートフォリオにおけるベンチマークに対する予想変動率等のリスクを随時把握します。リスクは金利リスクと為替リスクに分離して把握します。

< 運用プロセス >



< 運用体制 >

T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドの運用体制は以下の通りです。

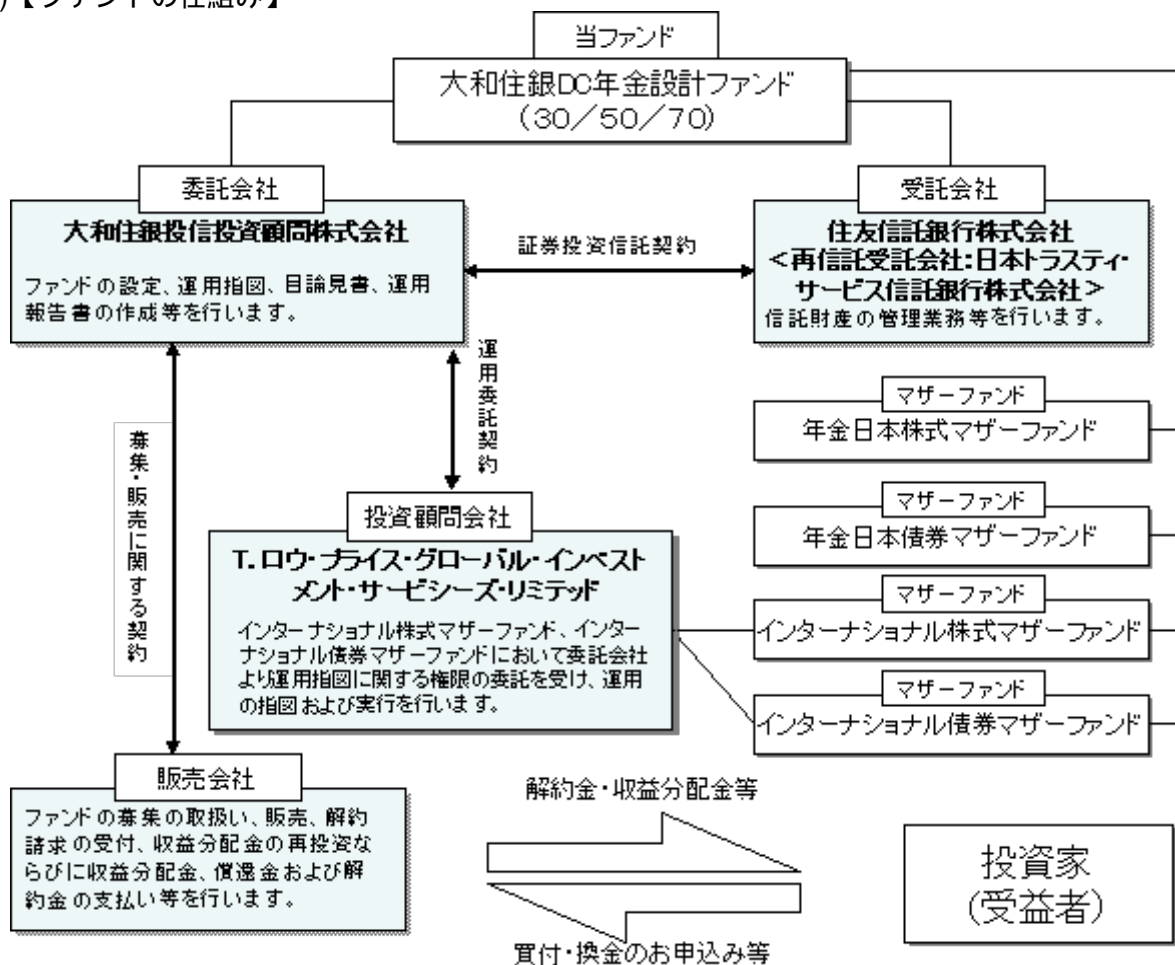


* 運用体制は今後変更になることがあります。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

委託会社等の概況（平成21年2月19日現在）

- ・名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
- ・代表者の役職氏名 代表取締役社長 大村 信明
- ・本店の所在の場所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革 昭和48年6月 大和投資顧問株式会社設立

平成11年 2月 証券投資信託委託業の認可取得

平成11年 4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・ エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーラン ド州ボルチモア イースト プラッ トストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、国際ナショナル株式マザーファンドおよび国際ナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、以下の通りです。投資期間やリスクに応じて、資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
対象マザー ファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファン ド	インターナショナル 債券マザーファン ド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

* 資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

	株式の実質組入比率の上限	外貨建資産の実質組入比率の上限
年金設計30	40%	25%
年金設計50	60%	35%
年金設計70	80%	40%

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
- ハ．金銭債権
- ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金

融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

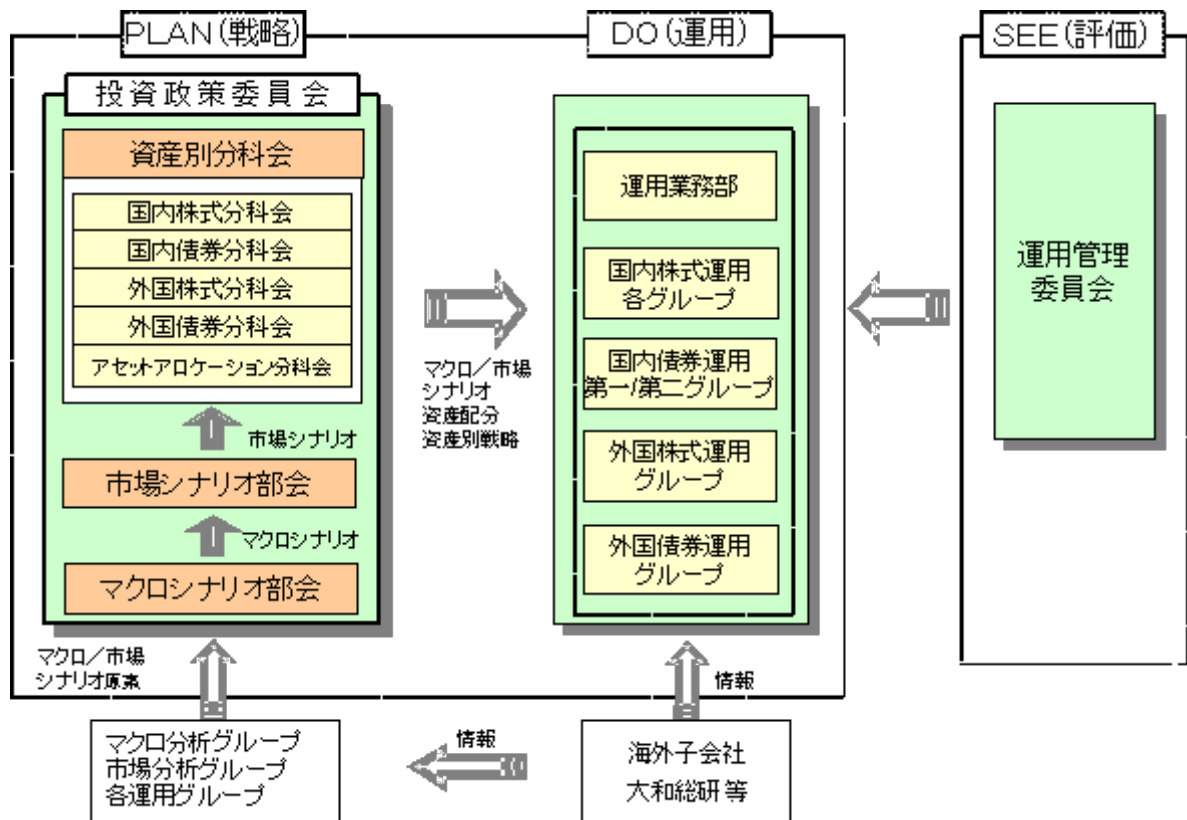
委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



- * 当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成20年12月末現在で約100名です。
- * 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- * 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクに関する管理体制>」に記載しております。
- * 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投

資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

大和住銀DC年金設計ファンド30.....信託財産の純資産総額の100分の40

大和住銀DC年金設計ファンド50.....信託財産の純資産総額の100分の60

大和住銀DC年金設計ファンド70.....信託財産の純資産総額の100分の80

* 実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

八．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

二．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

へ．先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うも

のとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を

取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限および特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

大和住銀DC年金設計ファンド30.....信託財産の純資産総額の100分の25

大和住銀DC年金設計ファンド50.....信託財産の純資産総額の100分の35

大和住銀DC年金設計ファンド70.....信託財産の純資産総額の100分の40

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本株式マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．ＴＯＰＩＸ（東証株価指数・配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ．マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ハ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券又は新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
年金日本債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の公社債へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．NOMURA - BPI総合をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）
- 5．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 7．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 8．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 9．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 12．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

らの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
インターナショナル株式マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、海外の株式へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

投資態度

イ．MSCIコクサイ・インデックス（円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．運用の指図に関する権限をT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシズ・リミテッドに委託します。

ハ．国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。

ニ．銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより行います。

ホ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

委託会社（委託会社より運用の指図にかかる権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）マザーファンドの投資方針
インターナショナル債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（1）運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。

ハ．運用の指図に関する権限をT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドに委託します。

ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社（委託会社より運用の指図にかかる権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）

5．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定める

ものをいいます。）

9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、6の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち6の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

[前へ](#)

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

<当ファンドの主なリスク>

基準価額を変動させる主なリスクは次のとおりです。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(3) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(4) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

金利の変動に伴う債券価格の変動の度合いは、「デュレーション」で表されます。デュレーションとは、投資資金の平均回収期間（年）のことで、債券のクーポンおよび償還金の現在価値

を、受け取るまでの期間に応じて加重平均した値です。一般的にデューレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動度合いが大きくなります。

(5)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<主な留意点>

(1)繰上償還について

当ファンドは、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、当該ファンドが繰上償還されることがあります。

(2)資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

(3)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(4)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(5)その他の留意点

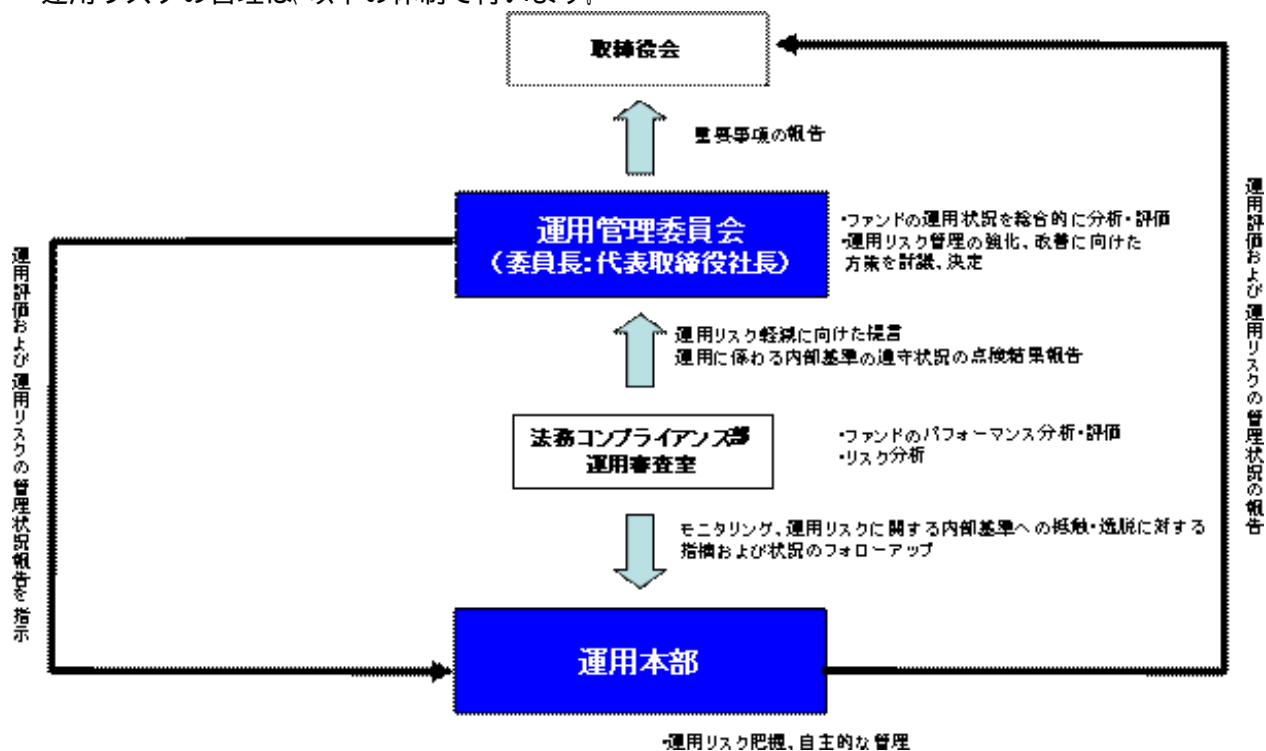
委託会社と投資顧問会社（T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッド）との合意等により、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

< リスクに関する管理体制 >

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (20名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (6名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (8名程度)	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
運用審査室 (3名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示すると共に、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
売買管理室 (2名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視及び約定価格の妥当性を点検します。
トレーディング部 (20名程度)	有価証券の売買発注は、業務本部に所属するトレーディング部が、最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



* リスクに関する管理体制は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

お買付け時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
お買付け時	申込手数料	ありません。
解約請求時	解約手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。

(注1) 前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等により当ファンドを取得した場合の解約の際は、解約価額から所得税および地方税（解約価額の個別元本超過額の10%。なお、平成21年1月1日からは譲渡益の20%）が控除されます。また、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、上場株式等の譲渡益等の年間の合計額に応じ、以下の取扱いとなります。解約価額から取得費を控除した利益をいいます。

・500万円以下の場合：10%（所得税7%および地方税3%）

・500万円を超える場合：500万円以下の部分・・・10%（所得税7%および地方税3%）

500万円を超える部分・・・20%（所得税15%および地方税5%）

(注2) 確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用				
		ファンド	委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬 (年率)	年金設計30	0.441% (税抜0.42%)	0.42% (税抜0.40%)	0.084% (税抜0.08%)	0.945% (税抜0.90%)
		年金設計50	0.546% (税抜0.52%)	0.525% (税抜0.50%)	0.084% (税抜0.08%)	1.155% (税抜1.10%)
		年金設計70	0.651% (税抜0.62%)	0.63% (税抜0.60%)	0.084% (税抜0.08%)	1.365% (税抜1.30%)

(注1) 信託報酬や売買委託手数料等のほか、売買委託手数料等に対する消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および当ファンドの財務諸表の監査に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

(注2) 委託会社の信託報酬には、T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。

(注3) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0084%（税抜0.0080%）以内の率を乗じて得た額とします。また、監査報酬は変更になる場合があります。

(注4) 上記の内容は、今後変更になる場合があります。

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前述の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前述の表のとおりです。

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドにおけるT・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービス・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、以下イ・およびロ・の合計額とし、委託会社が報酬を受取った後、当該報酬から支弁するものとします。

イ．信託財産に属するとみなされるインターナショナル株式マザーファンドの時価総額に年10,000分の51の率を乗じて得た金額とします。

ロ．信託財産に属するとみなされるインターナショナル債券マザーファンドの時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査費用等は、委託会社が金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、実際の費用額を上限として定率または定額にて日々計算し、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金制度の加入者に対する課税については、確定拠出年金の積立金への運用にかかる税制が適用されます。なお、上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

ただし、非課税扱いの投資家については、下記の課税対象については、課税されません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社毎であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 解約時および償還時の課税について >

解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

平成21年1月1日以降は、上場株式等の譲渡益の課税と同様の扱いとなり、解約価額および償還価額から取得費を控除した利益が課税対象となります。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が特別分配金、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

期中の収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみで、特別分配金は課税されません。

個人の受益者に対する課税

《平成20年12月31日まで》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。

解約金および償還金の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

《平成21年1月1日から平成22年12月31日まで》

上記の軽減税率は廃止され、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、特例措置として、上場株式等の配当等の年間の合計額（年間に支払われた金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。）により以下の取扱いとなります。

100万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率での源泉徴収が行われます。

100万円を超える場合、金額に応じて下記の税率が適用され確定申告が必要となります。

100万円以下の部分は、10%（所得税7%および地方税3%）

100万円を超える部分は、20%（所得税15%および地方税5%）

解約価額および償還価額から取得費を控除した利益については、特例措置として、上場株式等に係る譲渡所得等の年間の合計額により以下の取扱いとなります。

500万円以下の場合、源泉徴収選択口座では10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

500万円を超える場合、金額に応じて下記の税率が適用され確定申告が必要となります。

500万円以下の部分は、10%（所得税7%および地方税3%）

500万円を超える部分は、20%（所得税15%および地方税5%）

《平成23年1月1日以降》

課税扱いとなる普通分配金に対する課税は、配当所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告による総合課税を選択することもできます。

解約価額および償還価額から取得費を控除した利益については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が行われます。ただし、源泉徴収選択口座では、原則として確定申告は不要です。

法人の受益者に対する課税

《平成21年3月31日まで》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過

額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。

《平成21年4月1日以降》

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。

- * 上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- * 収益分配金に対する配当控除および益金不算入制度の適用につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年12月末日現在)

大和住銀DC年金設計ファンド30

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	762,103,422	58.67%
親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	348,166,242	26.81%
親投資信託受益証券 （国際ナショナル債券マザーファンド）	日本	135,456,383	10.43%
親投資信託受益証券 （国際ナショナル株式マザーファンド）	日本	60,249,275	4.64%
純資産総額		1,298,873,159	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド50

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	863,228,957	41.45%
親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	757,146,770	36.35%
親投資信託受益証券 （国際ナショナル株式マザーファンド）	日本	262,717,806	12.61%
親投資信託受益証券 （国際ナショナル債券マザーファンド）	日本	209,540,909	10.06%
純資産総額		2,082,765,272	-

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド70

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （年金日本株式マザーファンド）	日本	775,489,105	51.02%
親投資信託受益証券 （年金日本債券マザーファンド）	日本	330,133,992	21.72%
親投資信託受益証券 （国際ナショナル株式マザーファンド）	日本	264,442,054	17.40%

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 (国際ナショナル債券マザーファンド)	日本	160,104,840	10.53%
純資産総額		1,519,860,659	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資状況>

（平成20年12月末日現在）

年金日本株式マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	日本	53,227,899,650	97.71%
純資産総額		54,472,613,458	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年金日本債券マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	日本	11,117,884,260	66.44%
社債券	日本	4,711,300,000	28.16%
	韓国	472,861,500	2.83%
	オランダ	288,948,000	1.73%
純資産総額		16,733,089,497	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国際ナショナル株式マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	アメリカ	12,072,234,290	44.05%
	スイス	2,246,326,512	8.20%
	イギリス	2,204,485,954	8.04%
	フランス	1,581,434,694	5.77%
	メキシコ	1,331,263,858	4.86%
	ブラジル	896,157,577	3.27%
	ドイツ	886,589,529	3.24%
	エジプト	805,268,059	2.94%
	スペイン	743,531,708	2.71%
	フィンランド	659,477,701	2.41%
	ジャージー	638,415,904	2.33%
	ベルギー	473,440,638	1.73%
	イタリア	462,471,323	1.69%
	オランダ領アンチル	368,679,692	1.35%
	中国	260,217,380	0.95%
	ケイマン諸島	213,286,000	0.78%
	ロシア	164,865,279	0.60%
	アイルランド	153,753,769	0.56%
	パミュダ	134,942,640	0.49%
オーマン	61,099,244	0.22%	
純資産総額		27,404,860,639	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国際ナショナル債券マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	アメリカ	672,550,786	15.12%
	フランス	603,634,958	13.57%
	イタリア	527,301,726	11.85%
	ドイツ	418,905,422	9.41%
	イギリス	389,476,627	8.75%
	オランダ	158,349,540	3.56%
	スペイン	120,889,915	2.72%
	ベルギー	117,965,212	2.65%
	メキシコ	111,503,253	2.51%
	オーストリア	92,073,598	2.07%
	カナダ	86,834,923	1.95%
	ブラジル	83,920,079	1.89%
	ギリシャ	79,239,543	1.78%
	デンマーク	38,844,449	0.87%
	スウェーデン	36,946,544	0.83%
	ロシア	32,579,434	0.73%
	南アフリカ	29,364,002	0.66%
	ハンガリー	28,073,243	0.63%
	ポーランド	24,799,739	0.56%
	マレーシア	22,361,227	0.50%
地方債証券	オーストラリア	5,413,210	0.12%
特殊債券	アメリカ	126,514,300	2.84%
	スウェーデン	80,243,400	1.80%
	国際機関	28,083,538	0.63%
	ルクセンブルグ	24,637,418	0.55%
	ドイツ	20,560,206	0.46%
社債券	アメリカ	72,562,993	1.63%
	イギリス	37,560,994	0.84%
	フランス	27,925,478	0.63%
	オランダ	22,114,168	0.50%
	イタリア	17,490,532	0.39%
	カナダ	12,907,005	0.29%
	ルクセンブルグ	9,885,325	0.22%
	ドイツ	8,355,468	0.19%
	スペイン	7,037,800	0.16%
	スウェーデン	6,713,421	0.15%
	スイス	6,317,065	0.14%
	アイルランド	6,205,100	0.14%
	デンマーク	5,640,476	0.13%
	ガーンジー	3,824,788	0.09%
純資産総額		4,449,535,325	-

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年12月末日現在)

イ. 主要銘柄の明細

大和住銀DC年金設計ファンド30

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	778,450,891	0.9693 754,627,344	0.9790 762,103,422	- -	58.67%
2	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	414,286,343	0.8109 335,974,672	0.8404 348,166,242	- -	26.81%
3	インターナショナル債券マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	84,835,212	1.5215 129,078,785	1.5967 135,456,383	- -	10.43%
4	インターナショナル株式マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	70,351,793	0.8521 59,952,811	0.8564 60,249,275	- -	4.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド50

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	881,745,615	0.9694 854,780,913	0.9790 863,228,957	- -	41.45%
2	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	900,936,186	0.8110 730,702,154	0.8404 757,146,770	- -	36.35%
3	インターナショナル株式マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	306,769,975	0.8523 261,477,199	0.8564 262,717,806	- -	12.61%
4	インターナショナル債券マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	131,233,738	1.5217 199,700,677	1.5967 209,540,909	- -	10.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド70

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	年金日本株式マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	922,761,906	0.8109 748,329,636	0.8404 775,489,105	- -	51.02%
2	年金日本債券マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	337,215,518	0.9693 326,892,041	0.9790 330,133,992	- -	21.72%
3	インターナショナル株式マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	308,783,342	0.8522 263,166,589	0.8564 264,442,054	- -	17.40%
4	インターナショナル債券マ ザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	100,272,337	1.5218 152,600,785	1.5967 160,104,840	- -	10.53%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの主要銘柄の明細>

年金日本株式マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	6,923	488,445 3,381,505,799	468,000 3,239,964,000	- -	5.95%
2	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	14,596	164,110 2,395,363,285	176,400 2,574,734,400	- -	4.73%
3	三菱UFJフィナンシャル・ グループ 日本	株式 銀行業	3,731,600	884 3,302,391,795	549 2,048,648,400	- -	3.76%
4	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	657,300	5,070 3,333,160,559	2,905 1,909,456,500	- -	3.51%
5	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	2,577	833,941 2,149,067,693	689,000 1,775,553,000	- -	3.26%
6	セブン&アイ・ホールディン グス 日本	株式 小売業	571,900	2,774 1,586,743,283	3,050 1,744,295,000	- -	3.20%
7	東京瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	3,446,000	456 1,571,431,690	455 1,567,930,000	- -	2.88%
8	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	283,600	6,234 1,768,127,862	4,640 1,315,904,000	- -	2.42%
9	東北電力 日本	株式 電気・ガス業	495,600	2,492 1,235,160,998	2,435 1,206,786,000	- -	2.22%
10	ローソン 日本	株式 小売業	218,100	3,968 865,609,549	5,190 1,131,939,000	- -	2.08%
11	三井物産 日本	株式 卸売業	1,235,000	1,785 2,204,643,752	901 1,112,735,000	- -	2.04%
12	三菱商事 日本	株式 卸売業	887,500	2,779 2,466,855,684	1,238 1,098,725,000	- -	2.02%
13	任天堂 日本	株式 その他製品	32,000	47,581 1,522,599,301	33,750 1,080,000,000	- -	1.98%
14	キャノン 日本	株式 電気機器	385,000	4,535 1,746,019,869	2,770 1,066,450,000	- -	1.96%
15	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,825,000	781 1,426,979,198	552 1,007,400,000	- -	1.85%
16	セコム 日本	株式 サービス業	210,400	4,873 1,025,298,374	4,600 967,840,000	- -	1.78%
17	住友信託銀行 日本	株式 銀行業	1,815,000	672 1,220,563,738	516 936,540,000	- -	1.72%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
18	三井住友海上グループホールディングス 日本	株式 保険業	313,200	3,402 1,065,709,367	2,785 872,262,000	- -	1.60%
19	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	449,900	2,978 1,340,027,749	1,906 857,509,400	- -	1.57%
20	中央三井トラスト・ホールディングス 日本	株式 銀行業	1,967,000	602 1,184,485,946	430 845,810,000	- -	1.55%
21	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,207	451,787 1,448,881,266	257,700 826,443,900	- -	1.52%
22	信越化学工業 日本	株式 化学	190,600	5,595 1,066,556,732	4,070 775,742,000	- -	1.42%
23	ジェイエフイーホールディングス 日本	株式 鉄鋼	314,100	3,936 1,236,575,624	2,335 733,423,500	- -	1.35%
24	住友重機械工業 日本	株式 機械	2,089,000	456 953,365,582	350 731,150,000	- -	1.34%
25	クラレ 日本	株式 化学	1,014,000	1,175 1,192,032,665	690 699,660,000	- -	1.28%
26	パナソニック電工 日本	株式 電気機器	884,000	1,015 897,853,417	788 696,592,000	- -	1.28%
27	清水建設 日本	株式 建設業	1,311,000	503 660,121,449	520 681,720,000	- -	1.25%
28	日産化学工業 日本	株式 化学	793,000	1,145 908,163,064	855 678,015,000	- -	1.24%
29	丸紅 日本	株式 卸売業	1,952,000	647 1,263,565,408	336 655,872,000	- -	1.20%
30	大和ハウス工業 日本	株式 建設業	732,000	1,184 867,212,350	865 633,180,000	- -	1.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

年金日本債券マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	289 10年国債 日本	国債証券 -	2,610,000,000	100.22 2,615,780,500	103.26 2,695,258,260	1.5000 2017/12/20	16.11%
2	70 5年国債 日本	国債証券 -	1,780,000,000	99.44 1,770,200,400	100.76 1,793,570,720	0.8000 2013/03/20	10.72%
3	13 30年国債 日本	国債証券 -	1,580,000,000	93.76 1,481,438,800	103.62 1,637,260,780	2.0000 2033/12/20	9.78%
4	12 物価連動国債 日本	国債証券 -	1,600,000,000	102.11 1,633,776,000	86.90 1,430,721,600	1.2000 2017/06/10	8.55%
5	264 10年国債 日本	国債証券 -	1,300,000,000	102.05 1,326,728,000	104.05 1,352,761,800	1.5000 2014/09/20	8.08%
6	JWBSF FR 1911 日本	社債券 -	1,200,000,000	101.01 1,212,230,000	86.93 1,043,208,000	6.3600 2019/11/15	6.23%
7	1 イー・アクセス 日本	社債券 -	800,000,000	100.39 803,132,800	95.50 764,006,400	1.9500 2010/03/24	4.57%
8	105 20年国債 日本	国債証券 -	620,000,000	100.60 623,771,200	105.98 657,116,300	2.1000 2028/09/20	3.93%
9	37 15年国債FR 日本	国債証券 -	550,000,000	91.77 504,775,000	92.60 509,300,000	0.7500 2020/11/20	3.04%
10	46 15年国債FR 日本	国債証券 -	500,000,000	101.00 505,000,000	99.85 499,250,000	1.1300 2022/08/20	2.98%
11	38 プロミス 日本	社債券 -	600,000,000	97.97 587,850,000	82.13 492,784,800	2.0500 2013/02/15	2.94%
12	5 現代キャピタル 韓国	社債券 -	500,000,000	100.09 500,450,000	94.57 472,861,500	2.3400 2010/01/28	2.83%
13	2 荘内銀行劣後FR 日本	社債券 -	500,000,000	98.36 491,825,000	93.66 468,315,000	1.1300 2015/09/27	2.80%
14	51 アコム 日本	社債券 -	500,000,000	98.14 490,749,000	84.39 421,978,000	2.0700 2013/06/04	2.52%
15	49 アイフル 日本	社債券 -	400,000,000	93.00 372,033,600	87.36 349,448,000	0.8000 2010/07/20	2.09%
16	69 20年国債 日本	国債証券 -	300,000,000	102.30 306,921,000	106.83 320,515,800	2.1000 2024/03/20	1.92%
17	1 テレフオニカヨーロツパFR オランダ	社債券 -	300,000,000	98.76 296,283,000	96.31 288,948,000	1.4113 2012/07/19	1.73%
18	1 東日本BK劣後FR 日本	社債券 -	300,000,000	101.79 305,370,000	95.85 287,550,000	2.6200 2016/12/16	1.72%
19	1-A ピア・スリー・ファン ディング 日本	社債券 -	300,000,000	95.07 285,210,000	95.07 285,210,000	1.6338 2012/01/16	1.70%
20	15 ポケットカード 日本	社債券 -	300,000,000	99.91 299,733,000	93.61 280,831,500	3.1200 2010/11/09	1.68%
21	39 プロミス 日本	社債券 -	300,000,000	96.38 289,150,800	77.79 233,391,300	2.0600 2014/03/20	1.39%
22	6 物価連動国債 日本	国債証券 -	250,000,000	99.31 248,277,900	86.60 222,129,000	0.8000 2015/12/10	1.33%
23	1 トマト銀行劣後FR 日本	社債券 -	100,000,000	101.09 101,092,000	84.57 84,577,000	3.0200 2017/02/16	0.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

インターナショナル株式マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	WELLPOINT INC アメリカ	株式 ヘルスケア機 器・サービス	361,900	4,040 1,462,144,645	3,683 1,332,904,408	- -	4.86%
2	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	284,100	5,525 1,569,802,668	4,496 1,277,564,176	- -	4.66%
3	AMERICA MOVIL SAB DE CV-ADR SERIES L メキシコ	株式 電気通信サー ビス	417,800	3,356 1,402,225,343	2,766 1,155,802,630	- -	4.22%
4	PERNOD-RICARD SA フランス	株式 食品・飲料・ タバコ	138,013	6,298 869,242,072	6,726 928,305,441	- -	3.39%
5	ROLLS-ROYCE GROUP PLC イギリス	株式 資本財	2,162,454	420 910,224,899	427 924,217,398	- -	3.37%
6	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器	117,000	9,433 1,103,694,359	7,884 922,440,671	- -	3.37%
7	E.ON AG ドイツ	株式 公益事業	253,055	4,380 1,108,396,797	3,503 886,589,529	- -	3.24%
8	IBERDROLA RENOVABLES スペイン	株式 公益事業	1,949,885	469 915,217,821	381 743,531,708	- -	2.71%
9	JUNIPER NETWORKS INC アメリカ	株式 テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器	455,700	2,070 943,723,940	1,559 710,593,015	- -	2.59%
10	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN スイス	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	48,682	14,986 729,589,987	14,020 682,545,981	- -	2.49%
11	NOVARTIS AG-REG スイス	株式 医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス	151,115	4,890 738,954,379	4,503 680,594,154	- -	2.48%
12	NESTLE SA (REGD) スイス	株式 食品・飲料・ タバコ	190,933	3,847 734,553,118	3,554 678,716,408	- -	2.48%
13	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 食品・飲料・ タバコ	164,400	4,048 665,519,331	4,042 664,610,394	- -	2.43%
14	AT&T INC アメリカ	株式 電気通信サー ビス	261,900	2,518 659,521,018	2,536 664,203,490	- -	2.42%
15	NIKE INC アメリカ	株式 耐久消費財・ アパレル	148,700	4,243 630,964,574	4,455 662,459,719	- -	2.42%
16	FORTUM OYJ フィンランド	株式 公益事業	357,405	3,010 1,076,050,841	1,845 659,477,701	- -	2.41%
17	GROUPE DANONE フランス	株式 食品・飲料・ タバコ	119,006	5,532 658,348,070	5,488 653,129,252	- -	2.38%
18	TESCO PLC	株式	1,401,707	422	457	-	2.34%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
	イギリス	食品・生活必需品小売り		592,366,745	641,211,007	-	
19	ORASCOM TELECOM HOLDING エジプト	株式 電気通信サービス	1,362,273	684 932,838,211	469 639,832,382	-	2.33%
20	VODAFONE GROUP PLC イギリス	株式 電気通信サービス	3,723,186	151 563,267,380	171 639,057,548	-	2.33%
21	WPP PLC ジャージー	株式 メディア	1,235,388	599 740,000,786	516 638,415,904	-	2.33%
22	GILEAD SCIENCES INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	128,300	4,456 571,788,796	4,541 582,672,743	-	2.13%
23	MURPHY OIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	135,000	7,010 946,459,419	4,027 543,667,572	-	1.98%
24	GOOGLE INC-CL A アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	19,200	43,692 838,888,180	27,074 519,823,537	-	1.90%
25	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV ベルギー	株式 食品・飲料・タバコ	224,987	1,591 358,075,688	2,104 473,440,638	-	1.73%
26	CEPHALON INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	66,000	6,398 422,314,675	7,009 462,614,460	-	1.69%
27	INTESA SANPAOLO SPA イタリア	株式 銀行	1,439,915	369 532,706,891	321 462,471,323	-	1.69%
28	ADOBE SYSTEMS INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	198,000	2,030 402,071,259	1,867 369,851,248	-	1.35%
29	SCHLUMBERGER LTD オランダ領アンチル	株式 エネルギー	99,000	7,061 699,114,268	3,724 368,679,692	-	1.35%
30	DEERE & CO アメリカ	株式 資本財	93,000	4,781 444,634,224	3,447 320,599,467	-	1.17%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

インターナショナル債券マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 -	1,774,000	13,226.74 234,642,408	13,361.58 237,034,485	5.5000 2010/04/25	5.33%
2	US TREASURY NOTE アメリカ	国債証券 -	1,965,000	9,621.35 189,059,710	10,155.48 199,555,356	4.0000 2012/11/15	4.48%
3	UK GILT イギリス	国債証券 -	1,265,000	12,452.38 157,522,712	13,749.86 173,935,842	4.2500 2032/06/07	3.91%
4	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 -	1,140,000	13,265.43 151,225,968	13,341.10 152,088,649	5.0000 2012/02/01	3.42%
5	US TREASURY BOND アメリカ	国債証券 -	1,195,000	10,197.97 121,865,789	12,725.62 152,071,277	5.3750 2031/02/15	3.42%
6	US TREASURY NOTE アメリカ	国債証券 -	1,410,000	9,884.82 139,375,979	9,883.85 139,362,360	5.7500 2010/08/15	3.13%
7	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 -	900,000	13,717.17 123,454,579	13,794.08 124,146,792	5.2500 2017/08/01	2.79%
8	UK GILT イギリス	国債証券 -	788,000	13,905.03 109,571,651	14,188.86 111,808,239	4.5000 2013/03/07	2.51%
9	US TREASURY BOND	国債証券	850,000	9,974.89	12,294.69	5.2500	2.35%

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
	アメリカ	-		84,786,618	104,504,897	2029/02/15	
10	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 -	760,000	13,246.75 100,675,351	13,678.92 103,959,822	5.2500 2011/01/04	2.34%
11	FRANCE OAT. フランス	国債証券 -	742,000	12,770.44 94,756,710	13,704.51 101,687,508	4.2500 2017/10/25	2.29%
12	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 -	726,000	12,622.90 91,642,296	13,636.69 99,002,421	3.7500 2017/01/04	2.23%
13	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 -	625,000	11,570.42 72,315,140	13,873.42 86,708,895	4.0000 2037/01/04	1.95%
14	FED REPUBLIC OF BRAZIL ブラジル	国債証券 -	895,000	9,156.29 81,948,801	9,376.54 83,920,079	6.0000 2017/01/17	1.89%
15	FREDDIE MAC アメリカ	特殊債券 -	825,000	9,832.74 81,120,145	10,094.58 83,280,365	6.0000 2011/06/15	1.87%
16	SWEDISH EXPORT CREDIT スウェーデン	特殊債券 -	855,000	9,423.65 80,572,291	9,385.19 80,243,400	4.5000 2010/09/27	1.80%
17	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券 -	590,000	13,170.28 77,704,669	13,469.19 79,468,265	4.4000 2015/01/31	1.79%
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 -	560,000	14,756.61 82,637,023	14,113.98 79,038,332	6.0000 2031/05/01	1.78%
19	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 -	473,000	14,922.18 70,581,927	16,478.30 77,942,382	5.7500 2032/10/25	1.75%
20	TSY INFL IX N/B アメリカ	国債証券 -	785,000	10,323.93 81,042,892	9,131.40 77,056,895	2.3750 2017/01/15	1.73%
21	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 -	520,000	13,499.78 70,198,856	13,768.49 71,596,179	5.0000 2012/07/15	1.61%
22	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 -	525,000	13,403.81 70,370,002	13,365.42 70,168,465	5.5000 2010/11/01	1.58%
23	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 -	443,000	13,361.58 59,191,813	14,628.00 64,802,054	5.0000 2035/03/28	1.46%
24	UK GILT イギリス	国債証券 -	435,000	13,150.30 57,203,831	13,828.96 60,156,006	4.2500 2011/03/07	1.35%
25	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 -	445,000	12,940.59 57,585,646	13,507.45 60,108,186	4.0000 2014/10/25	1.35%
26	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証券 -	420,000	13,191.39 55,403,864	13,835.03 58,107,147	4.5000 2017/07/15	1.31%
27	REPUBLIC OF AUSTRIA オーストリア	国債証券 -	410,000	13,241.49 54,290,120	13,497.98 55,341,753	5.2500 2011/01/04	1.24%
28	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証券 -	390,000	13,363.49 52,117,621	13,631.57 53,163,157	5.0000 2012/09/28	1.19%
29	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 -	480,000	10,846.01 52,060,877	10,923.94 52,434,936	4.0000 2037/02/01	1.18%
30	MEXICAN FIXED RATE BONDS メキシコ	国債証券 -	7,300,000	702.11 51,254,259	698.58 50,996,903	9.0000 2012/12/20	1.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀DC年金設計ファンド30

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.55%
合計	100.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド50

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.47%
合計	100.47%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

大和住銀DC年金設計ファンド70

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.68%
合計	100.68%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

<参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率>

年金日本株式マザーファンド

種類別	投資比率
株式	97.71%
合計	97.71%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

年金日本債券マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	66.44%
社債券	32.71%
合計	99.15%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

インターナショナル株式マザーファンド

種類別	投資比率
株式	96.18%
合計	96.18%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

インターナショナル債券マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	82.61%
特殊債券	6.29%
社債券	5.50%
地方債証券	0.12%
合計	94.52%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

大和住銀DC年金設計ファンド30
該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50
該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70
該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率>
年金日本株式マザーファンド

業種別	投資比率
(国内)	
銀行業	12.19%
電気機器	10.86%
情報・通信業	10.67%
小売業	7.98%
化学	6.31%
輸送用機器	5.90%
医薬品	5.67%
卸売業	5.26%
電気・ガス業	5.09%
陸運業	4.45%
建設業	4.38%
機械	2.83%
鉄鋼	2.26%
保険業	2.03%
その他製品	1.98%
サービス業	1.78%
パルプ・紙	1.11%
証券、商品先物取引業	1.06%
非鉄金属	0.93%

業種別	投資比率
石油・石炭製品	0.92%
ガラス・土石製品	0.91%
食料品	0.82%
ゴム製品	0.73%
倉庫・運輸関連業	0.56%
その他金融業	0.50%
海運業	0.35%
繊維製品	0.16%
小計	97.71%
合計	97.71%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年金日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

業種別	投資比率
(海外)	
食品・飲料・タバコ	12.40%
電気通信サービス	12.09%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.48%
公益事業	8.35%
エネルギー	7.12%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.08%
小売	6.78%
ソフトウェア・サービス	5.72%
ヘルスケア機器・サービス	4.86%
資本財	4.54%
各種金融	3.32%
耐久消費財・アパレル	2.99%
銀行	2.55%
食品・生活必需品小売り	2.34%
メディア	2.33%
素材	1.67%
運輸	1.56%
小計	96.18%
合計	96.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

インターナショナル債券マザーファンド
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成20年12月末日現在)

大和住銀DC年金設計ファンド30

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資不動産物件>

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成20年12月末日現在）

大和住銀DC年金設計ファンド30

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの>
年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資 比率
債券先物取引	ドイツ	EURO-BOBL FUTURE Mar09	買建	15	221,012,076	223,744,458	5.03%
債券先物取引	ドイツ	EURO-SCHATZ FUT Mar09	買建	8	109,598,906	110,117,257	2.47%
債券先物取引	ドイツ	EURO-BUND FUTURE Mar09	買建	3	47,540,409	48,119,358	1.08%
債券先物取引	アメリカ	US 10YR NOTE FUT Mar09	売建	4	44,956,965	46,516,330	1.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成13年9月21日）	10	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成14年11月19日）	16	-	1.0085	-
第2計算期間末 （平成15年11月19日）	46	-	1.0649	-
第3計算期間末 （平成16年11月19日）	192	-	1.1543	-
第4計算期間末 （平成17年11月21日）	584	-	1.3130	-
第5計算期間末 （平成18年11月20日）	1,001	-	1.3336	-
第6計算期間末 （平成19年11月19日）	1,414	-	1.3400	-
平成20年1月末日	1,434	-	1.2985	-
平成20年2月末日	1,447	-	1.2982	-
平成20年3月末日	1,421	-	1.2398	-
平成20年4月末日	1,480	-	1.2831	-
平成20年5月末日	1,527	-	1.2998	-
平成20年6月末日	1,495	-	1.2575	-
平成20年7月末日	1,565	-	1.2412	-
平成20年8月末日	1,569	-	1.2243	-
平成20年9月末日	1,445	-	1.1362	-
平成20年10月末日	1,307	-	1.0156	-
第7計算期間末 （平成20年11月19日）	1,281	-	0.9967	-
平成20年11月末日	1,281	-	0.9978	-
平成20年12月末日	1,298	-	1.0161	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

大和住銀DC年金設計ファンド50

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成13年9月21日）	10	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成14年11月19日）	13	-	0.9923	-
第2計算期間末 （平成15年11月19日）	37	-	1.0751	-
第3計算期間末 （平成16年11月19日）	222	-	1.1859	-
第4計算期間末 （平成17年11月21日）	755	-	1.4398	-
第5計算期間末 （平成18年11月20日）	1,668	-	1.4900	-
第6計算期間末 （平成19年11月19日）	2,452	-	1.5055	-
平成20年1月末日	2,409	-	1.4268	-
平成20年2月末日	2,446	-	1.4276	-
平成20年3月末日	2,381	-	1.3492	-
平成20年4月末日	2,544	-	1.4291	-
平成20年5月末日	2,668	-	1.4613	-
平成20年6月末日	2,564	-	1.3988	-
平成20年7月末日	2,686	-	1.3827	-
平成20年8月末日	2,682	-	1.3568	-
平成20年9月末日	2,407	-	1.2172	-
平成20年10月末日	2,106	-	1.0496	-
第7計算期間末 （平成20年11月19日）	2,032	-	1.0129	-
平成20年11月末日	2,037	-	1.0144	-
平成20年12月末日	2,082	-	1.0342	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

大和住銀DC年金設計ファンド70

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成13年9月21日）	10	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成14年11月19日）	12	-	0.9866	-
第2計算期間末 （平成15年11月19日）	34	-	1.0936	-
第3計算期間末 （平成16年11月19日）	196	-	1.2415	-
第4計算期間末 （平成17年11月21日）	661	-	1.6070	-
第5計算期間末 （平成18年11月20日）	1,389	-	1.6872	-
第6計算期間末 （平成19年11月19日）	1,965	-	1.6979	-
平成20年1月末日	1,872	-	1.5802	-
平成20年2月末日	1,893	-	1.5806	-
平成20年3月末日	1,828	-	1.4794	-
平成20年4月末日	1,993	-	1.6033	-
平成20年5月末日	2,112	-	1.6539	-
平成20年6月末日	2,026	-	1.5690	-
平成20年7月末日	2,092	-	1.5525	-
平成20年8月末日	2,068	-	1.5131	-
平成20年9月末日	1,803	-	1.3214	-
平成20年10月末日	1,550	-	1.1129	-
第7計算期間末 （平成20年11月19日）	1,480	-	1.0593	-
平成20年11月末日	1,482	-	1.0611	-
平成20年12月末日	1,519	-	1.0855	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

該当事項はありません。

【収益率の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

期間	収益率
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	0.9%
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	5.6%
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	8.4%
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	13.7%
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	1.6%
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	0.5%
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	25.6%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

大和住銀DC年金設計ファンド50

期間	収益率
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	0.8%
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	8.3%
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	10.3%
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	21.4%
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	3.5%
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	1.0%
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	32.7%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配落基準価額) ÷ 前計算期末分配落基準価額 × 100

大和住銀DC年金設計ファンド70

期間	収益率
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	1.3%
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	10.8%

期間	収益率
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	13.5%
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	29.4%
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	5.0%
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	0.6%
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	37.6%

（注）収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年9月21日 信託契約締結

平成13年9月21日 当ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

なお、投資対象である年金日本株式マザーファンドおよび年金日本債券マザーファンドは平成13年5月28日に、インターナショナル株式マザーファンドは平成11年7月30日に、インターナショナル債券マザーファンドは平成13年2月23日にそれぞれ設定され、運用が開始されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。お申込みの受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。
- (3) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。申込手数料はありません。当ファンドの申込単位は1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (4) 販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

- (5) 確定拠出年金、またはこれに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める

方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約請求をすることができます。解約の受付は原則として午後3時（年末年始などわが国の取引所の半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

受益者は、委託会社に1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求することができます。解約価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等により当ファンドを取得した場合の解約の際は、解約価額から所得税および地方税（解約価額の個別元本超過額の10%。なお、平成21年1月1日からは譲渡益の20%^{*}）が控除されます。

譲渡益とは、解約価額から取得費を控除した利益をいいます。

*平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置があります。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 の証引所の終値で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者等の提示する価額 ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部減価償却法により評価することができます。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

< インターネットホームページ > <http://www.daiwasbi.co.jp>

< お電話によるお問い合わせ先 > 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成13年9月21日）から、無期限とします。

ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（5）その他 信託契約の解約」をご参照ください。）。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計

算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。

ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．および前ロ．の信託契約の解約をしません。

ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が1月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10

年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、1月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。

ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から3ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

ロ．運用委託契約

委託会社とT．ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成18年11月21日から平成19年11月19日まで）及び第7期計算期間（平成19年11月20日から平成20年11月19日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

大和住銀DC年金設計ファンド30

(1)【貸借対照表】

区 分	第6期 平成19年11月19日現在 金額(円)	第7期 平成20年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,421,727,709	1,288,651,130
流動資産合計	1,421,727,709	1,288,651,130
資産合計	1,421,727,709	1,288,651,130
負債の部		
流動負債		
未払解約金	689,337	52,952
未払受託者報酬	582,648	622,694
未払委託者報酬	5,972,653	6,383,074
その他未払費用	104,926	122,149
流動負債合計	7,349,564	7,180,869
負債合計	7,349,564	7,180,869
純資産の部		
元本等		
元本	1,055,529,801	1,285,763,120
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	358,848,344	4,292,859
(分配準備積立金)	53,089,186	47,096,923
元本等合計	1,414,378,145	1,281,470,261
純資産合計	1,414,378,145	1,281,470,261
負債純資産合計	1,421,727,709	1,288,651,130

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	第6期	第7期
	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日 金 額（円）	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日 金 額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	620,017	409,779,569
営業収益合計	620,017	409,779,569
営業費用		
受託者報酬	1,050,984	1,223,136
委託者報酬	10,773,568	12,537,931
その他費用	104,926	122,149
営業費用合計	11,929,478	13,883,216
営業利益又は営業損失（ ）	11,309,461	423,662,785
経常利益又は経常損失（ ）	11,309,461	423,662,785
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,309,461	423,662,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,904,484	17,157,281
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	250,532,734	358,848,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,716,360	90,451,561
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,716,360	90,451,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,186,805	47,087,260
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,186,805	47,087,260
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	358,848,344	4,292,859

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自平成18年11月21日 至平成19年11月19日	自平成19年11月20日 至平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
期首元本額	750,923,201円	1,055,529,801円
期中追加設定元本額	406,366,967円	373,468,531円
期中一部解約元本額	101,760,367円	143,235,212円
2. 受益権の総数	1,055,529,801口	1,285,763,120口
3. 元本の欠損	-	4,292,859円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期	第7期
自平成18年11月21日 至平成19年11月19日	自平成19年11月20日 至平成20年11月19日
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 872,661円	1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 952,541円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第6期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,421,727,709	4,482,284
合計	1,421,727,709	4,482,284

第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,288,651,130	378,440,208

合計	1,288,651,130	378,440,208
----	---------------	-------------

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第6期 平成19年11月19日現在	第7期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.3400円 「1口 = 1円（10,000口 = 13,400円）」	1口当たり純資産額 0.9967円 「1口 = 1円（10,000口 = 9,967円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表
<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託	年金日本株式マザーファンド	-	338,209,629	
	受益証券				
	親投資信託	年金日本債券マザーファンド	-	760,058,681	
	受益証券				
	親投資信託	インターナショナル株式マザーファンド	-	60,443,196	
	受益証券				
親投資信託	インターナショナル債券マザーファンド	-	129,939,624		
受益証券					
	合計（日本）4銘柄		-	1,288,651,130	

[次へ](#)

大和住銀DC年金設計ファンド50

(1) 貸借対照表

区 分	第6期 平成19年11月19日現在 金額(円)	第7期 平成20年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,468,806,502	2,047,312,741
流動資産合計	2,468,806,502	2,047,312,741
資産合計	2,468,806,502	2,047,312,741
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,675,992	295,020
未払受託者報酬	1,004,026	1,050,218
未払委託者報酬	12,801,832	13,390,860
その他未払費用	179,101	207,189
流動負債合計	16,660,951	14,943,287
負債合計	16,660,951	14,943,287
純資産の部		
元本等		
元本	1,628,813,942	2,006,546,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	823,331,609	25,823,111
(分配準備積立金)	123,465,778	112,038,213
元本等合計	2,452,145,551	2,032,369,454
純資産合計	2,452,145,551	2,032,369,454
負債純資産合計	2,468,806,502	2,047,312,741

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第6期	第7期
	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日 金 額 (円)	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日 金 額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	651,640	913,103,202
営業収益合計	651,640	913,103,202
営業費用		
受託者報酬	1,792,755	2,073,724
委託者報酬	22,858,570	26,441,043
その他費用	179,101	207,189
営業費用合計	24,830,426	28,721,956
営業利益又は営業損失 ()	25,482,066	941,825,158
経常利益又は経常損失 ()	25,482,066	941,825,158
当期純利益又は当期純損失 ()	25,482,066	941,825,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	9,548,091	32,588,753
期首剰余金又は期首欠損金 ()	548,604,087	823,331,609
剰余金増加額又は欠損金減少額	372,476,541	199,764,161
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	372,476,541	199,764,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,718,862	88,036,254
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,718,862	88,036,254
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	823,331,609	25,823,111

[次へ](#)

(3)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,119,619,882円	1,628,813,942円
期中追加設定元本額	632,725,984円	557,795,727円
期中一部解約元本額	123,531,924円	180,063,326円
2. 受益権の総数	1,628,813,942口	2,006,546,343口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期	第7期
自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,727,657円	1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,811,501円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第6期（自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,468,806,502	11,634,746
合計	2,468,806,502	11,634,746

第7期（自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,047,312,741	851,408,064
合計	2,047,312,741	851,408,064

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日至平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日至平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日至平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日至平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第6期 平成19年11月19日現在	第7期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.5055円 「1口 = 1円（10,000口 = 15,055円）」	1口当たり純資産額 1.0129円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,129円）」

（4）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託	年金日本株式マザーファンド	-	730,927,648	
	受益証券				
	親投資信託	年金日本債券マザーファンド	-	855,058,202	
	受益証券				
	親投資信託	インターナショナル株式マザーファンド	-	261,623,323	
	受益証券				
親投資信託	インターナショナル債券マザーファンド	-	199,703,568		
受益証券					
	合計（日本）4銘柄		-	2,047,312,741	

[前へ](#) [次へ](#)

大和住銀DC年金設計ファンド70

(1) 貸借対照表

区 分	第6期 平成19年11月19日現在 金額(円)	第7期 平成20年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,980,606,843	1,494,256,380
流動資産合計	1,980,606,843	1,494,256,380
資産合計	1,980,606,843	1,494,256,380
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,788,761	405,961
未払受託者報酬	836,158	805,814
未払委託者報酬	12,752,204	12,289,301
その他未払費用	150,201	160,859
流動負債合計	15,527,324	13,661,935
負債合計	15,527,324	13,661,935
純資産の部		
元本等		
元本	1,157,379,298	1,397,770,362
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	807,700,221	82,824,083
(分配準備積立金)	116,485,611	98,462,090
元本等合計	1,965,079,519	1,480,594,445
純資産合計	1,965,079,519	1,480,594,445
負債純資産合計	1,980,606,843	1,494,256,380

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第6期	第7期
	自平成18年11月21日 至平成19年11月19日 金額(円)	自平成19年11月20日 至平成20年11月19日 金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	11,803,597	826,940,856
営業収益合計	11,803,597	826,940,856
営業費用		
受託者報酬	1,503,870	1,610,408
委託者報酬	22,935,508	24,560,053
その他費用	150,201	160,859
営業費用合計	24,589,579	26,331,320
営業利益又は営業損失()	36,393,176	853,272,176
経常利益又は経常損失()	36,393,176	853,272,176
当期純利益又は当期純損失()	36,393,176	853,272,176
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	16,323,726	43,028,469
期首剰余金又は期首欠損金()	565,989,868	807,700,221
剰余金増加額又は欠損金減少額	400,060,286	230,277,084
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	400,060,286	230,277,084
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,633,031	144,909,515
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,633,031	144,909,515
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	807,700,221	82,824,083

[前へ](#) [次へ](#)

(3)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期	第7期
	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成18年11月21日から平成19年11月19日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
期首元本額	823,562,028円	1,157,379,298円
期中追加設定元本額	481,419,162円	453,744,672円
期中一部解約元本額	147,601,892円	213,353,608円
2. 受益権の総数	1,157,379,298口	1,397,770,362口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期	第7期
自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,787,672円	1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 2,608,471円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第6期（自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,980,606,843	43,024,220
合計	1,980,606,843	43,024,220

第7期（自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,494,256,380	768,828,740
合計	1,494,256,380	768,828,740

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）
該当事項はありません。

第7期（自平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第6期 平成19年11月19日現在	第7期 平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.6979円 「1口 = 1円（10,000口 = 16,979円）」	1口当たり純資産額 1.0593円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,593円）」

（4）附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	親投資信託	年金日本株式マザーファンド	-	749,900,391	
	受益証券				
	親投資信託	年金日本債券マザーファンド	-	327,544,624	
	受益証券				
	親投資信託	インターナショナル株式マザーファンド	-	263,943,123	
	受益証券				
親投資信託	インターナショナル債券マザーファンド	-	152,868,242		
受益証券					
	合計（日本）4銘柄		-	1,494,256,380	

[前へ](#) [次へ](#)

<参考>

当ファンドは、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」及び「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財務諸表

年金日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成19年11月19日現在 金額(円)	平成20年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,557,628,667	1,095,582,868
株式	76,632,473,880	50,510,657,500
未収入金	692,452,302	582,511,717
未収配当金	480,731,700	554,211,216
流動資産合計	81,363,286,549	52,742,963,301
資産合計	81,363,286,549	52,742,963,301
負債の部		
流動負債		
未払金	932,319,072	537,839,195
未払解約金	20,505,310	1,176,326
流動負債合計	952,824,382	539,015,521
負債合計	952,824,382	539,015,521
純資産の部		
元本等		
元本	58,720,726,730	64,351,897,270
剰余金		
剰余金又は欠損金()	21,689,735,437	12,147,949,490
元本等合計	80,410,462,167	52,203,947,780
純資産合計	80,410,462,167	52,203,947,780
負債純資産合計	81,363,286,549	52,742,963,301

[前へ](#) [次へ](#)

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内株式について、受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上してはありますが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)受取配当金 国内株式について、受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	62,232,528,792円	58,720,726,730円
期中追加設定元本額	9,839,998,644円	12,987,793,813円
期中一部解約元本額	13,351,800,706円	7,356,623,273円
元本の内訳		
大和住銀DC日本株式ファンド	6,963,285,568円	7,572,170,649円
大和住銀DC年金設計ファンド30	236,435,660円	416,925,086円
大和住銀DC年金設計ファンド50	560,346,724円	901,044,931円
大和住銀DC年金設計ファンド70	708,501,217円	924,433,422円
大和住銀ライフプラン・バランス30	1,461,328円	2,222,207円
大和住銀ライフプラン・バランス50	3,532,202円	5,443,648円
大和住銀ライフプラン・バランス70	4,407,936円	5,251,825円
大和住銀DC国内株式ファンド	57,467,577円	520,639,419円
大和住銀年金専用日本株式F-1（適格機関投資家限定）	28,768,598,916円	29,313,883,421円
大和住銀日本株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	20,838,552,527円	24,000,140,074円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	5,162,312円	9,657,997円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	14,951,063円	24,091,493円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	6,709,985円	8,550,456円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	551,313,715円	548,539,221円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	-	98,903,421円
合計	58,720,726,730円	64,351,897,270円
2. 受益権の総数	58,720,726,730口	64,351,897,270口
3. 元本の欠損	-	12,147,949,490円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成19年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
株 式	76,632,473,880	14,489,921,414
合計	76,632,473,880	14,489,921,414

「当計算期間」とは、「年金日本株式マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間です。

（平成20年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に
		含まれた評価差額（円）
株 式	50,510,657,500	22,237,687,666
合計	50,510,657,500	22,237,687,666

「計算期間」とは、「年金日本株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年1月29日から平成20年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

（自平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）

該当事項はありません。

（自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日）
該当事項はありません。

（自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日）
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.3694円 「1口 = 1円(10,000口 = 13,694円)」	1口当たり純資産額 0.8112円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,112円)」

(3) 附属明細表
有価証券明細表
<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	コムシスホールディングス	116,000	863	100,108,000	
	清水建設	1,298,000	485	629,530,000	
	大和ハウス工業	725,000	791	573,475,000	
	大明	166,000	786	130,476,000	
	きんでん	694,000	829	575,326,000	
	明治乳業	377,000	483	182,091,000	
	味の素	272,000	978	266,016,000	
	ゲンゼ	574,000	353	202,622,000	
	レンゴー	537,000	585	314,145,000	
	クラレ	1,004,000	701	703,804,000	
	日産化学工業	785,000	787	617,795,000	
	信越化学工業	255,100	4,220	1,076,522,000	
	三菱ケミカルホールディングス	339,500	369	125,275,500	
	ダイセル化学工業	438,000	422	184,836,000	
	日立化成工業	247,500	945	233,887,500	
	花王	151,000	2,815	425,065,000	
	富士フイルムホールディングス	135,800	2,275	308,945,000	
	武田薬品工業	280,800	4,670	1,311,336,000	
	アステラス製薬	146,400	4,040	591,456,000	
	エーザイ	46,800	3,390	158,652,000	
	小野薬品工業	80,000	4,650	372,000,000	
	参天製薬	122,300	2,610	319,203,000	
	第一三共	114,700	1,908	218,847,600	
	新日鉱ホールディングス	1,305,500	247	322,458,500	
	ブリヂストン	300,200	1,732	519,946,400	
	日本電気硝子	432,000	573	247,536,000	
	新日本製鐵	2,138,000	271	579,398,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	310,900	2,135	663,771,500	
	住友電気工業	949,400	738	700,657,200	
	住友重機械工業	2,068,000	338	698,984,000	
	クボタ	458,000	511	234,038,000	
	T H K	209,000	953	199,177,000	
	三菱重工業	755,000	348	262,740,000	
	コニカミノルタホールディングス	450,500	626	282,013,000	
	三菱電機	1,117,000	497	555,149,000	
	日新電機	332,000	365	121,180,000	
	パナソニック	483,000	1,462	706,146,000	
	ソニー	251,100	1,950	489,645,000	
	ミツミ電機	120,800	1,136	137,228,800	
	ホシデン	146,400	1,180	172,752,000	
	山武	64,900	1,936	125,646,400	
	ファナック	16,500	5,410	89,265,000	
	新光電気工業	217,400	487	105,873,800	
	パナソニック電工	875,000	869	760,375,000	
	日本ケミコン	226,000	202	45,652,000	
	キャノン	548,600	2,805	1,538,823,000	
	東京エレクトロン	197,700	2,755	544,663,500	
	デンソー	170,600	1,516	258,629,600	
	トヨタ自動車	609,400	3,050	1,858,670,000	
	ダイハツ工業	242,000	838	202,796,000	
	本田技研工業	445,300	2,045	910,638,500	
	ショーワ	206,800	394	81,479,200	
	エクセディ	25,700	1,299	33,384,300	

任天堂	34,700	29,310	1,017,057,000	
東北電力	495,600	2,410	1,194,396,000	
東京瓦斯	3,440,000	451	1,551,440,000	
東日本旅客鉄道	2,400	754,000	1,809,600,000	
東海旅客鉄道	634	865,000	548,410,000	
日本通運	1,147,000	402	461,094,000	
商船三井	136,000	472	64,192,000	
日本電信電話	6,853	431,000	2,953,643,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	16,272	160,100	2,605,147,200	
丸紅	1,932,000	313	604,716,000	
三井物産	1,223,000	773	945,379,000	
三菱商事	878,500	1,118	982,163,000	
ローソン	215,800	5,250	1,132,950,000	
アルペン	144,900	1,833	265,601,700	
セブン&アイ・ホールディングス	538,900	2,895	1,560,115,500	
ドン・キホーテ	243,000	2,140	520,020,000	
西松屋チェーン	203,100	1,157	234,986,700	
コメリ	206,800	2,385	493,218,000	
高島屋	317,000	721	228,557,000	
イズミヤ	332,000	583	193,556,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,053,600	511	1,560,389,600	
中央三井トラスト・ホールディングス	1,947,000	310	603,570,000	
千葉銀行	970,000	462	448,140,000	
武蔵野銀行	101,000	2,940	296,940,000	
静岡銀行	362,000	910	329,420,000	
住友信託銀行	1,796,000	387	695,052,000	
みずほフィナンシャルグループ	3,288	212,500	698,700,000	
紀陽ホールディングス	2,751,000	149	409,899,000	
栃木銀行	287,000	531	152,397,000	
SBIホールディングス	19,245	13,340	256,728,300	
東海東京証券	1,236,000	215	265,740,000	
三井住友海上グループホールディングス	243,000	2,435	591,705,000	
T&Dホールディングス	124,550	3,470	432,188,500	
オリックス	39,930	7,190	287,096,700	
三井不動産	110,000	1,244	136,840,000	
セコム	205,300	4,430	909,479,000	
合計（日本）89銘柄	49,341,972	-	50,510,657,500	

[前へ](#) [次へ](#)

年金日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区 分	平成19年11月19日現在 金額(円)	平成20年11月19日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	249,168,004	249,552,509
国債証券	16,609,009,670	10,681,189,140
社債券	15,211,992,337	5,662,754,500
派生商品評価勘定	5,335,590	2,857,060
未収入金	249,670,000	-
未収利息	143,820,133	72,188,916
前払費用	15,498,017	2,681,093
差入委託証拠金	2,700,000	2,860,000
流動資産合計	32,487,193,751	16,674,083,218
資産合計	32,487,193,751	16,674,083,218
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	62,940	-
前受金	5,370,000	2,420,000
流動負債合計	5,432,940	2,420,000
負債合計	5,432,940	2,420,000
純資産の部		
元本等		
元本	28,696,977,734	17,194,100,882
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,784,783,077	522,437,664
元本等合計	32,481,760,811	16,671,663,218
純資産合計	32,481,760,811	16,671,663,218
負債純資産合計	32,487,193,751	16,674,083,218

[前へ](#) [次へ](#)

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年11月21日	自 平成19年11月20日
	至 平成19年11月19日	至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	21,658,726,494円	28,696,977,734円
期中追加設定元本額	8,960,809,273円	5,121,918,139円
期中一部解約元本額	1,922,558,033円	16,624,794,991円
元本の内訳		
大和住銀DC日本債券ファンド	70,485,497円	90,855,169円
大和住銀DC年金設計ファンド30	752,817,330円	783,888,904円
大和住銀DC年金設計ファンド50	868,552,032円	881,866,958円
大和住銀DC年金設計ファンド70	369,101,642円	337,814,175円
大和住銀ライフプラン・バランス30	5,350,198円	4,623,436円
大和住銀ライフプラン・バランス50	5,989,640円	5,749,419円
大和住銀ライフプラン・バランス70	2,418,012円	1,661,405円
大和住銀年金専用日本債券F-1（適格機関投資家限定）	24,800,201,794円	13,360,450,850円
大和住銀日本債券ファンドVA（適格機関投資家限定）	1,266,285,643円	1,259,720,207円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	18,605,788円	19,254,126円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	24,914,113円	23,747,734円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	3,904,089円	2,657,989円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	508,351,956円	379,566,402円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	-	42,244,108円
合計	28,696,977,734円	17,194,100,882円
2. 受益権の総数	28,696,977,734口	17,194,100,882口
3. 元本の欠損	-	522,437,664円

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券
 （平成19年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	16,609,009,670	284,785,900
社債証券	15,211,992,337	293,344,055
合計	31,821,002,007	8,558,155

「当計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間です。

（平成20年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	10,681,189,140	173,081,940
社債証券	5,662,754,500	372,354,700
合計	16,343,943,640	545,436,640

「計算期間」とは、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年1月29日から平成20年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
 取引の状況に関する事項

項目	自平成18年11月21日 至平成19年11月19日	自平成19年11月20日 至平成20年11月19日
1. 取引の内容	当ファンドは債券先物取引及び債券先物オプション取引を行っております。	当ファンドは債券先物取引を行っております。
2. 取引に対する取組方針	債券先物取引及び債券先物オプション取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	債券先物取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、債券先物取引及び債券先物オプション取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	債券先物取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、債券先物取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

区分	種類	平成19年11月19日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建 長期国債先物	679,877,350	-	685,150,000	5,272,650
合計		-	-	685,150,000	5,272,650

区分	種類	平成20年11月19日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 買建 長期国債先物	274,802,940	-	277,660,000	2,857,060
合計		-	-	277,660,000	2,857,060

評価損益は、「年金日本債券マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応するものです。

(注) 時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日)

該当事項はありません。

(自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.1319円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,319円)」	1口当たり純資産額 0.9696円 「1口 = 1円(10,000口 = 9,696円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	70 5年国債	400,000,000	399,247,600	
	国債証券	70 5年国債	1,100,000,000	1,097,930,900	
	国債証券	46 15年国債FR	500,000,000	487,000,000	
	国債証券	264 10年国債	800,000,000	823,644,800	
	国債証券	264 10年国債	500,000,000	514,778,000	

国債証券	282 10年国債	90,000,000	93,457,170	
国債証券	282 10年国債	100,000,000	103,841,300	
国債証券	282 10年国債	250,000,000	259,603,250	
国債証券	282 10年国債	250,000,000	259,603,250	
国債証券	282 10年国債	140,000,000	145,377,820	
国債証券	282 10年国債	200,000,000	207,682,600	
国債証券	289 10年国債	210,000,000	211,607,130	
国債証券	289 10年国債	300,000,000	302,295,900	
国債証券	289 10年国債	150,000,000	151,147,950	
国債証券	289 10年国債	250,000,000	251,913,250	
国債証券	289 10年国債	100,000,000	100,765,300	
国債証券	289 10年国債	1,600,000,000	1,612,244,800	
国債証券	289 10年国債	500,000,000	503,826,500	
国債証券	13 30年国債	40,000,000	37,790,560	
国債証券	13 30年国債	150,000,000	141,714,600	
国債証券	13 30年国債	650,000,000	614,096,600	
国債証券	13 30年国債	150,000,000	141,714,600	
国債証券	13 30年国債	300,000,000	283,429,200	
国債証券	13 30年国債	290,000,000	273,981,560	
国債証券	6 物価連動国債	250,000,000	221,318,500	
国債証券	12 物価連動国債	250,000,000	225,183,750	
国債証券	12 物価連動国債	750,000,000	675,551,250	
国債証券	12 物価連動国債	600,000,000	540,441,000	
社債券	5 現代キャピタル	500,000,000	472,871,500	
社債券	1 テレフオニカヨーロツパFR	300,000,000	288,162,000	
社債券	2 荘内銀行劣後FR	200,000,000	186,074,000	
社債券	2 荘内銀行劣後FR	300,000,000	279,111,000	
社債券	49 アイフル	200,000,000	174,926,800	
社債券	49 アイフル	200,000,000	174,926,800	
社債券	15 ポケットカード	300,000,000	292,954,500	
社債券	1 東日本BK劣後FR	300,000,000	286,110,000	
社債券	1 トマト銀行劣後FR	100,000,000	86,175,000	
社債券	51 アコム	500,000,000	466,978,500	
社債券	38 プロミス	600,000,000	548,996,400	
社債券	39 プロミス	300,000,000	265,412,400	
社債券	1 イー・アクセス	400,000,000	393,842,800	
社債券	1 イー・アクセス	100,000,000	98,460,700	
社債券	1 イー・アクセス	100,000,000	98,460,700	
社債券	1 イー・アクセス	200,000,000	196,921,400	
社債券	1-A ピア・スリー・ファンディング	300,000,000	285,210,000	
社債券	JWBSF FR 1911	400,000,000	355,720,000	
社債券	JWBSF FR 1911	200,000,000	177,860,000	
社債券	JWBSF FR 1911	200,000,000	177,860,000	
社債券	JWBSF FR 1911	200,000,000	177,860,000	
社債券	JWBSF FR 1911	200,000,000	177,860,000	
	合計（日本）21銘柄	16,970,000,000	16,343,943,640	

デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#) [次へ](#)

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	平成19年11月19日現在 金額（円）	平成20年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,913,501,095	2,590,811,587
コール・ローン	743,122,234	401,321,716
株式	45,488,053,950	23,410,009,191
派生商品評価勘定	586,824	30,143
未収入金	115,904,587	268,013,017
未収配当金	23,689,899	14,375,330
流動資産合計	48,284,858,589	26,684,560,984
資産合計	48,284,858,589	26,684,560,984
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,047,829	904,394
未払金	831,199,035	333,617,652
流動負債合計	832,246,864	334,522,046
負債合計	832,246,864	334,522,046
純資産の部		
元本等		
元本	23,859,489,196	30,900,102,278
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	23,593,122,529	4,550,063,340
元本等合計	47,452,611,725	26,350,038,938
純資産合計	47,452,611,725	26,350,038,938
負債純資産合計	48,284,858,589	26,684,560,984

[前へ](#) [次へ](#)

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年11月21日	自 平成19年11月20日
	至 平成19年11月19日	至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	19,996,281,295円	23,859,489,196円
期中追加設定元本額	9,876,756,046円	13,119,153,805円
期中一部解約元本額	6,013,548,145円	6,078,540,723円
元本の内訳		
大和住銀グローバルバランスファンド	539,413,656円	606,333,150円
大和住銀DC外国株式ファンド	2,700,605,020円	3,833,676,188円
大和住銀DC年金設計ファンド30	45,318,888円	70,884,481円
大和住銀DC年金設計ファンド50	226,814,054円	306,817,548円
大和住銀DC年金設計ファンド70	196,037,770円	309,538,083円
大和住銀ライフプラン・バランス30	285,954円	354,239円
大和住銀ライフプラン・バランス50	1,283,226円	1,949,203円
大和住銀ライフプラン・バランス70	1,318,820円	1,764,064円
大和住銀DC海外株式アクティブファンド	5,488,631円	761,808,463円
大和住銀グローバルバランスファンドVA	491,957,440円	637,344,511円
大和住銀/T・ロウ・ブライス外国株式ファンドVA	5,698,370,164円	6,321,098,605円
大和住銀グローバルバランスファンドSVA	3,013,281,564円	3,525,204,343円
大和住銀外国株式ファンドMSVA（適格機関投資家限定）	10,737,408,818円	13,112,008,879円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	880,589円	1,577,099円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	5,403,045円	8,243,482円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	2,010,973円	2,876,810円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	193,610,584円	241,484,029円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	-	117,433,687円
T・ロウ・ブライス外国株式オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用）	-	1,039,705,414円

合計	23,859,489,196円	30,900,102,278円
2. 受益権の総数	23,859,489,196口	30,900,102,278口
3. 元本の欠損	-	4,550,063,340円

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成19年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	45,488,053,950	200,549,512
合計	45,488,053,950	200,549,512

「当計算期間」とは、「インターナショナル株式マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間です。

（平成20年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株 式	23,410,009,191	10,647,520,671
合計	23,410,009,191	10,647,520,671

「計算期間」とは、「インターナショナル株式マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年7月8日から平成20年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

項目	自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日	自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日
1. 取引の内容	当ファンドは為替予約取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左

6. 取引の時価等に関する 事項についての補足説 明	該当事項はありません。	同左
----------------------------------	-------------	----

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	平成19年11月19日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	252,000,000	-	251,990,919	9,081
	シンガポール・ドル	71,071,512	-	70,916,294	155,218
	イギリス・ポンド	47,647,866	-	47,918,313	270,447
	ブラジル・レアル	38,898,907	-	38,871,068	27,839
	売建				
	アメリカ・ドル	286,218,285	-	286,757,599	539,314
	合計	-	-	696,454,193	461,005

区分	種類	平成20年11月19日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	15,255,906	-	15,284,474	28,568
	イギリス・ポンド	42,088,613	-	41,809,680	278,933
	スイス・フラン	4,320,807	-	4,294,080	26,727
	ユーロ	69,398,557	-	68,830,689	567,868
	売建				
	アメリカ・ドル	131,007,977	-	131,030,398	22,421
	ユーロ	955,906	-	962,776	6,870
	合計	-	-	262,212,097	874,251

評価損益は、「インターナショナル株式マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応するものです。

（注）時価の算定方法

A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価し

ております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日)

該当事項はありません。

(自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.9888円 「1口 = 1円(10,000口 = 19,888円)」	1口当たり純資産額 0.8527円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,527円)」

(3) 附属明細表
有価証券明細表
<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	301,200	38.440	11,578,128.000	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV-ADR SERIES L	308,300	30.820	9,501,806.000	
	APPLE INC	90,800	89.910	8,163,828.000	
	AUTODESK INC	73,600	19.150	1,409,440.000	
	BAKER HUGHES INC	118,300	32.050	3,791,515.000	
	BANK MUSCAT SAOG-GDR REG S	97,700	8.000	781,600.000	
	BED BATH & BEYOND INC	105,100	19.570	2,056,807.000	
	CENTRAL EUROPEAN MEDIA ENT-A	112,200	12.860	1,442,892.000	
	CEPHALON INC	60,300	75.580	4,557,474.000	
	CISCO SYSTEMS	208,400	16.450	3,428,180.000	
	COCA-COLA CO/THE	71,300	43.490	3,100,837.000	
	DEERE & CO	169,000	33.720	5,698,680.000	
	ELAN CORP PLC -SPONS ADR	274,200	6.070	1,664,394.000	
	GENENTECH INC	41,100	80.630	3,313,893.000	
	GILEAD SCIENCES INC	142,600	45.220	6,448,372.000	
	GOL LINHAS AEREAS INTEL-ADR	128,400	3.790	486,636.000	
	GOLDMAN SACHS	51,700	62.030	3,206,951.000	
	GOOGLE INC-CL A	43,800	297.420	13,026,996.000	
	HOVNANIAN ENTERPRISES-A	226,300	2.750	622,325.000	
	JUNIPER NETWORKS INC	455,700	14.660	6,680,562.000	
	MICROSOFT CORP	340,520	19.620	6,681,002.400	
	MONSTER WORLDWIDE INC	110,000	10.470	1,151,700.000	
	MURPHY OIL CORP	123,400	46.260	5,708,484.000	
	NIKE INC	68,500	46.640	3,194,840.000	
	OAQ GAZPROM	256,151	14.290	3,660,397.790	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	298,300	16.890	5,038,287.000	
	RED HAT INC	132,900	9.890	1,314,381.000	
	SCHLUMBERGER LTD	90,500	50.230	4,545,815.000	
	SMITH INTERNATIONAL INC	110,400	27.690	3,056,976.000	
	SPRINT NEXTEL CORP	838,900	2.150	1,803,635.000	
	TAM SA-SPONSORED ADR	117,500	6.870	807,225.000	
	WELLPOINT INC	380,600	33.980	12,932,788.000	
	WYNN RESORTS LTD	40,100	38.920	1,560,692.000	
小計（アメリカ・ドル）33銘柄	5,987,771	-	142,417,539.190 (13,750,413,409)		
香港・ドル	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	1,682,000	4.300	7,232,600.000	
	GOME ELECTRICAL APPLIANCES	10,254,000	1.270	13,022,580.000	
	HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	6,834,000	9.650	65,948,100.000	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	1,886,000	3.590	6,770,740.000	
	小計（香港・ドル）4銘柄	20,656,000	-	92,974,020.000 (1,158,456,289)	
イギリス・ポンド	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	2,196,588	2.877	6,319,583.670	
	TESCO PLC	666,233	3.167	2,109,959.910	
	VODAFONE GROUP PLC	2,202,307	1.296	2,854,189.870	
	WOLSELEY PLC	129,900	2.930	380,607.000	
	WPP PLC	1,397,053	3.407	4,759,759.570	
	小計（イギリス・ポンド）5銘柄	6,592,081	-	16,424,100.020 (2,369,012,187)	
エジプト・ポンド	EFG-HERMES HOLDING SAE	350,365	15.870	5,560,292.550	
	ORASCOM TELECOM HOLDING	805,017	24.920	20,061,023.640	
	小計（エジプト・ポンド）2銘柄	1,155,382	-	25,621,316.190 (447,091,968)	
スイス・フラン	NESTLE SA (REGD)	189,892	45.280	8,598,309.760	
	NOVARTIS AG-REG	65,800	58.200	3,829,560.000	

	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	49,691	171.000	8,497,161.000	
	小計（スイス・フラン）3 銘柄	305,383	-	20,925,030.760 (1,680,907,720)	
メキシコ・ペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	496,800	21.740	10,800,432.000	
	小計（メキシコ・ペソ）1 銘柄	496,800	-	10,800,432.000 (79,275,170)	
ブラジル・レアル	B2W-COMPANHIA GLOBAL DO VAREJO	115,700	26.000	3,008,200.000	
	BM&F BOVESPA SA	768,065	4.590	3,525,418.350	
	小計（ブラジル・レアル）2 銘柄	883,765	-	6,533,618.350 (270,295,791)	
ユーロ	ALCATEL-LUCENT	1,058,949	1.903	2,015,179.940	
	E.ON AG	285,166	27.590	7,867,729.940	
	FORTUM OYJ	326,611	16.320	5,330,291.520	
	GROUPE DANONE	58,919	43.920	2,587,722.480	
	IBERDROLA RENOVABLES	1,782,140	2.400	4,277,136.000	
	INTESA SANPAOLO SPA	1,087,399	2.270	2,468,395.730	
	PERNOD-RICARD SA	112,413	45.770	5,145,143.010	
	TOMTOM	60,946	4.570	278,523.220	
	小計（ユーロ）8 銘柄	4,772,543	-	29,970,121.840 (3,654,556,657)	
	合計	40,849,725	-	23,410,009,191 (23,410,009,191)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券		有価証券の合計
		時価比率	金額に対する比率	
アメリカ・ドル	外国株式 33銘柄	52.18%		58.74%
香港・ドル	外国株式 4 銘柄	4.40%		4.95%
イギリス・ポンド	外国株式 5 銘柄	8.99%		10.12%
エジプト・ポンド	外国株式 2 銘柄	1.70%		1.91%
スイス・フラン	外国株式 3 銘柄	6.38%		7.18%
メキシコ・ペソ	外国株式 1 銘柄	0.30%		0.34%
ブラジル・レアル	外国株式 2 銘柄	1.02%		1.15%
ユーロ	外国株式 8 銘柄	13.87%		15.61%

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#) [次へ](#)

国際ナショナル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	平成19年11月19日現在 金額（円）	平成20年11月19日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	27,778,949	5,685,298
コール・ローン	93,253,606	134,026,324
国債証券	3,561,843,027	3,557,373,474
地方債証券	-	5,112,458
特殊債券	300,265,872	286,215,675
社債券	77,175,927	187,397,670
派生商品評価勘定	4,492,577	13,565,557
未収入金	42,116,307	122,678,304
未収利息	54,753,410	62,446,293
前払費用	15,787,448	18,128,133
差入委託証拠金	4,065,658	20,364,825
流動資産合計	4,181,532,781	4,412,994,011
資産合計	4,181,532,781	4,412,994,011
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,092,858	6,450,625
未払金	13,615,436	97,785,470
流動負債合計	17,708,294	104,236,095
負債合計	17,708,294	104,236,095
純資産の部		
元本等		
元本	2,188,735,460	2,832,212,162
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,975,089,027	1,476,545,754
元本等合計	4,163,824,487	4,308,757,916
純資産合計	4,163,824,487	4,308,757,916
負債純資産合計	4,181,532,781	4,412,994,011

[前へ](#) [次へ](#)

(2)注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成18年11月21日	自 平成19年11月20日
	至 平成19年11月19日	至 平成20年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は採用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	2,564,496,372円	2,188,735,460円
期中追加設定元本額	548,087,906円	1,040,648,975円
期中一部解約元本額	923,848,818円	397,172,273円
元本の内訳		
大和住銀DC外国債券ファンド	446,503,532円	621,942,622円
大和住銀DC年金設計ファンド30	81,848,496円	85,413,544円
大和住銀DC年金設計ファンド50	140,488,785円	131,271,655円
大和住銀DC年金設計ファンド70	106,559,721円	100,485,271円
大和住銀ライフプラン・外国債券	7,351,698円	158,792,274円
大和住銀ライフプラン・バランス30	570,554円	455,349円
大和住銀ライフプラン・バランス50	909,079円	844,617円
大和住銀ライフプラン・バランス70	715,371円	528,687円
大和住銀/T・ロウ・プライス外国債券ファンドVA	1,292,550,152円	1,303,162,557円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	1,879,843円	1,926,272円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	3,792,893円	3,512,555円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	1,118,198円	863,793円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	104,447,138円	78,808,093円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	-	75,360,239円
大和住銀FoF用外国債券ファンド（ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	-	268,844,634円
合計	2,188,735,460円	2,832,212,162円
2. 受益権の総数	2,188,735,460口	2,832,212,162口

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券
 （平成19年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	3,561,843,027	7,102,065
特殊債券	300,265,872	3,968,846
社債券	77,175,927	622,012
合計	3,939,284,826	11,692,923

「当計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間です。

（平成20年11月19日現在）

種類	貸借対照表計上額（円）	計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	3,557,373,474	19,766,937
地方債証券	5,112,458	387,368
特殊債券	286,215,675	11,699,221
社債券	187,397,670	11,146,924
合計	4,036,099,277	42,225,714

「計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年2月23日から平成20年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
 取引の状況に関する事項

項目	自平成18年11月21日 至平成19年11月19日	自平成19年11月20日 至平成20年11月19日
1. 取引の内容	当ファンドは債券先物取引及び為替予約取引を行っております。	同左
2. 取引に対する取組方針	債券先物取引及び為替予約取引につきましては、投資信託約款上の投資制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び為替予約取引は、相場変動によるリスク（価格変動リスク）を有しております。また、債券先物取引及び為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスク（信用リスク）を有しております。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	価格変動リスクについては、運用者および管理者が日々のポジションや評価損益等を含め、投資信託財産全体を総合的に管理しております。また、運用から独立したリスク管理組織が事後的にチェックを行う、ダブル・チェック体制をとっております。信用リスクについては、ブローカー選定委員会等を通じて、取引の相手方に対するチェックを行っております。	同左

6. 取引の時価等に関する 事項についての補足説 明	該当事項はありません。	同左
----------------------------------	-------------	----

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

区分	種類	平成19年11月19日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 売建 US 10YR NOTE FUT Dec07	74,137,606	-	74,914,026	776,419
合計		-	-	74,914,026	776,419

区分	種類	平成20年11月19日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引 買建 EURO-SCHATZ FUT Dec08 EURO-BOBL FUTURE Dec08 EURO-BUND FUTURE Dec08	114,595,553 217,367,339 55,977,776	- - -	116,983,748 222,262,476 57,926,377	2,388,195 4,895,137 1,948,601
	売建 US 10YR NOTE FUT Dec08	156,631,258	-	160,134,209	3,502,951
合計		-	-	557,306,810	5,728,982

評価損益は、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応するものです。

（注）時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
外国先物においては、契約額等には、手数料相当額を含んでおりません。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算価格又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

（通貨関連）

区分	種類	平成19年11月19日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	25,832,957	-	25,828,210	4,747
	シンガポール・ドル	161,386,098	-	163,017,769	1,631,671
	イギリス・ポンド	26,177,391	-	26,540,036	362,645
	スイス・フラン	33,226,464	-	33,667,383	440,919
	デンマーク・クローネ	1,720,151	-	1,742,120	21,969
	ノルウェー・クローネ	99,826,663	-	99,871,239	44,576
	メキシコ・ペソ	2,005,000	-	2,002,492	2,508
	ポーランド・ズロチ	54,256,106	-	54,591,824	335,718
	ユーロ	38,140,320	-	38,630,916	490,596
	売建				
	アメリカ・ドル	220,831,169	-	222,187,477	1,356,308
	カナダ・ドル	841,809	-	855,409	13,600
	オーストラリア・ドル	10,537,153	-	10,742,420	205,267
	スウェーデン・クローナ	20,675,080	-	21,034,523	359,443
	メキシコ・ペソ	43,301,771	-	43,589,751	287,980
	ユーロ	44,994,000	-	44,918,781	75,219
	合計	-	-	789,220,350	1,173,460

区分	種類	平成20年11月19日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	324,887,862	-	325,104,751	216,889
	カナダ・ドル	10,605,213	-	10,561,119	44,094
	イギリス・ポンド	24,430,566	-	24,770,089	339,523
	スイス・フラン	33,585,955	-	33,276,103	309,852
	ノルウェー・クローネ	12,144,047	-	11,857,856	286,191
	ポーランド・ズロチ	15,686,697	-	15,388,106	298,591
	ユーロ	32,630,064	-	32,705,957	75,893
	売建				
	カナダ・ドル	7,129,000	-	6,856,791	272,209
	オーストラリア・ドル	5,365,994	-	5,255,782	110,212
	デンマーク・クローネ	1,026,824	-	1,022,125	4,699
	スウェーデン・クローナ	4,850,207	-	4,766,385	83,822
	メキシコ・ペソ	96,888,189	-	95,554,243	1,333,946
	ポーランド・ズロチ	20,179,000	-	20,316,534	137,534
	ハンガリー・フォリント	35,207,756	-	35,229,300	21,544
	ユーロ	122,164,084	-	122,117,521	46,563
合計	-	-	744,782,662	1,385,950	

評価損益は、「国際債券マザーファンド」の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応するものです。

(注) 時価の算定方法

A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成18年11月21日 至 平成19年11月19日)
該当事項はありません。

(自 平成19年11月20日 至 平成20年11月19日)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成19年11月19日現在	平成20年11月19日現在
1口当たり純資産額 1.9024円	1口当たり純資産額 1.5213円

「1口 = 1円(10,000口 = 19,024円)」

「1口 = 1円(10,000口 = 15,213円)」

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 附属明細表
有価証券明細表
< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	BRAZIL 6 01/17/17	440,000.000	396,396.000	
	国債証券	BRAZIL 6 01/17/17	200,000.000	180,180.000	
	国債証券	BRAZIL 6 01/17/17	255,000.000	229,729.500	
	国債証券	RUSSIA FL 03/31/30	343,000.000	283,907.960	
	国債証券	RUSSIA FL 03/31/30	62,720.000	51,914.590	
	国債証券	SOAF 6.5 06/02/14	345,000.000	281,175.000	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	125,000.000	143,358.750	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	85,000.000	97,483.950	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	205,000.000	235,108.350	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	35,000.000	40,140.450	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	15,000.000	17,203.050	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	60,000.000	68,812.200	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	90,000.000	103,218.300	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	25,000.000	28,671.750	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	75,000.000	86,015.250	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	40,000.000	45,874.800	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	70,000.000	80,280.900	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	310,000.000	355,529.700	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	60,000.000	68,812.200	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	12,000.000	13,434.360	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	12,000.000	13,434.360	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	20,000.000	22,390.600	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	15,000.000	16,792.950	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	30,000.000	33,585.900	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	10,000.000	11,195.300	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	40,000.000	44,781.200	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	10,000.000	11,195.300	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	25,000.000	27,988.250	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	45,000.000	50,378.850	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	40,000.000	44,781.200	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	30,000.000	33,585.900	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	35,000.000	39,183.550	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	85,000.000	95,160.050	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	90,000.000	100,757.700	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	80,000.000	89,562.400	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	30,000.000	33,585.900	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	55,000.000	61,574.150	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	140,000.000	156,734.200	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	20,000.000	22,390.600	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	10,000.000	11,195.300	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	16,000.000	17,912.480	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	420,000.000	460,950.000	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	300,000.000	329,250.000	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	180,000.000	197,550.000	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	110,000.000	120,725.000	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	330,000.000	362,175.000	
国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	320,000.000	351,200.000		
国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	210,000.000	230,475.000		
国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	95,000.000	104,262.500		
国債証券	T-NOTE 5.75 08/15/10	380,000.000	411,376.600		
国債証券	T-NOTE 5.75 08/15/10	270,000.000	292,293.900		
国債証券	T-NOTE 5.75 08/15/10	595,000.000	644,129.150		
国債証券	T-NOTE 5.75 08/15/10	165,000.000	178,624.050		
国債証券	TII 2.375 01/15/17	370,000.000	369,453.550		
国債証券	TII 2.375 01/15/17	415,000.000	414,387.090		
特殊債券	FHLMC 6 06/15/11	590,000.000	636,716.200		
特殊債券	FHLMC 6 06/15/11	235,000.000	253,607.300		
特殊債券	FNMA 4.625 10/15/13	429,000.000	445,628.040		
特殊債券	SEK 4.5 09/27/10	700,000.000	720,300.000		
特殊債券	SEK 4.5 09/27/10	155,000.000	159,495.000		

	社債券	PEMEX 5.75 03/01/18	400,000.000	319,000.000	
	小計（アメリカ・ドル）12銘柄		10,359,720.000	10,747,011.580	
				(1,037,623,968)	
カナダ・ドル	国債証券	CAN 4 06/01/17	145,000.000	151,250.950	
	国債証券	CAN 4.5 06/01/15	70,000.000	76,034.000	
	国債証券	CAN 4.5 06/01/15	90,000.000	97,758.000	
	国債証券	CAN 5 06/01/14	50,000.000	55,416.500	
	国債証券	CAN 5 06/01/14	35,000.000	38,791.550	
	国債証券	CAN 5 06/01/14	40,000.000	44,333.200	
	国債証券	CAN 5 06/01/14	25,000.000	27,708.250	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	74,000.000	88,987.220	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	20,000.000	24,050.600	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	35,000.000	42,088.550	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	20,000.000	24,050.600	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	15,000.000	18,037.950	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	25,000.000	30,063.250	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	20,000.000	24,050.600	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	12,000.000	14,430.360	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	42,000.000	50,506.260	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	18,000.000	21,645.540	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	20,000.000	24,050.600	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	17,000.000	20,443.010	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	30,000.000	36,075.900	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	20,000.000	24,050.600	
	国債証券	CAN 6 06/01/11	85,000.000	93,216.950	
国債証券	CAN 6 06/01/11	50,000.000	54,833.500		
	小計（カナダ・ドル）5銘柄		958,000.000	1,081,873.940	
				(84,927,104)	
オーストラリア・ドル	地方債証券	QTC 6 09/14/17	80,000.000	82,260.000	
	特殊債券	IFC 7.5 02/28/13	60,000.000	65,892.600	
	特殊債券	IFC 7.5 02/28/13	60,000.000	65,892.600	
	小計（オーストラリア・ドル）2銘柄		200,000.000	214,045.200	
				(13,302,908)	
イギリス・ポンド	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	80,000.000	82,899.200	
	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	135,000.000	139,892.400	
	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	50,000.000	51,812.000	
	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	40,000.000	41,449.600	
	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	70,000.000	72,536.800	
	国債証券	UKT 4.25 03/07/11	60,000.000	62,174.400	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	4,000.000	3,698.400	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	35,000.000	32,361.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	30,000.000	27,738.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	200,000.000	184,920.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	165,000.000	152,559.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	25,000.000	23,115.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	20,000.000	18,492.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	10,000.000	9,246.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	20,000.000	18,492.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	20,000.000	18,492.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	5,000.000	4,623.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	35,000.000	32,361.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	88,000.000	81,364.800	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	27,000.000	24,964.200	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	31,000.000	28,662.600	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	20,000.000	18,492.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	10,000.000	9,246.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	94,000.000	86,912.400	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	11,000.000	10,170.600	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	15,000.000	13,869.000	
国債証券	UKT 4.25 06/07/32	10,000.000	9,246.000		
国債証券	UKT 4.25 06/07/32	40,000.000	36,984.000		

	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	75,000.000	69,345.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	15,000.000	13,869.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	165,000.000	152,559.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	15,000.000	13,869.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	35,000.000	32,361.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	20,000.000	18,492.000	
	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	25,000.000	23,115.000	
	国債証券	UKT 4.5 03/07/13	65,000.000	68,432.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	10,000.000	13,348.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	20,000.000	26,696.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	15,000.000	20,022.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	25,000.000	33,370.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	60,000.000	80,088.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	30,000.000	40,044.000	
	国債証券	UKT 8.75 08/25/17	75,000.000	100,110.000	
	特殊債券	EIB 8.75 08/25/17	110,000.000	142,455.500	
	特殊債券	KFW 5.5 12/07/15	140,000.000	148,407.000	
	小計（イギリス・ポンド）6 銘柄		2,250,000.000	2,293,355.900	
				(330,793,655)	
デンマーク・クローネ	国債証券	DGB 5 11/15/13	515,000.000	548,629.500	
	国債証券	DGB 5 11/15/13	265,000.000	282,304.500	
	国債証券	DGB 5 11/15/13	305,000.000	324,916.500	
	国債証券	DGB 5 11/15/13	135,000.000	143,815.500	
	国債証券	DGB 5 11/15/13	325,000.000	346,222.500	
	国債証券	DGB 5 11/15/13	535,000.000	569,935.500	
	小計（デンマーク・クローネ）1 銘柄		2,080,000.000	2,215,824.000	
				(36,273,039)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SGB 3.75 08/12/17	670,000.000	695,326.000	
	国債証券	SGB 3.75 08/12/17	660,000.000	684,948.000	
	国債証券	SGB 5.25 3/15/11	600,000.000	638,460.000	
	国債証券	SGB 5.25 3/15/11	325,000.000	345,832.500	
	国債証券	SGB 5.25 3/15/11	650,000.000	691,665.000	
	小計（スウェーデン・クローナ）2 銘柄		2,905,000.000	3,056,231.500	
				(36,705,340)	
メキシコ・ペソ	国債証券	MBONO 7.25 12/15/16	320,000.000	275,868.800	
	国債証券	MBONO 7.75 12/14/17	345,000.000	302,254.500	
	国債証券	MBONO 7.75 12/14/17	1,230,000.000	1,077,603.000	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	1,855,000.000	1,689,626.750	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	380,000.000	346,123.000	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	3,685,000.000	3,356,482.250	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	300,000.000	273,255.000	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	425,000.000	387,111.250	
	国債証券	MBONO 8 12/17/15	540,000.000	491,859.000	
	国債証券	MBONO 9 12/20/12	4,920,000.000	4,860,320.400	
	国債証券	MBONO 9 12/20/12	540,000.000	533,449.800	
国債証券	MBONO 9 12/20/12	1,840,000.000	1,817,680.800		
	小計（メキシコ・ペソ）4 銘柄		16,380,000.000	15,411,634.550	
				(113,121,397)	
マレーシア・リンギット	国債証券	MGS 3.7 05/15/13	380,000.000	378,951.200	
	国債証券	MGS 3.718 06/15/12	454,000.000	454,331.420	
		小計（マレーシア・リンギット）2 銘柄		834,000.000	833,282.620
				(22,331,974)	
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLGB 5.25 10/25/17	71,000.000	65,373.960	
	国債証券	POLGB 5.25 10/25/17	80,000.000	73,660.800	
	国債証券	POLGB 5.25 10/25/17	120,000.000	110,491.200	
	国債証券	POLGB 5.25 10/25/17	60,000.000	55,245.600	
	国債証券	POLGB 6.25 10/24/15	445,000.000	441,217.500	

	小計（ポーランド・ズロチ）2銘柄		776,000.000	745,989.060 (23,797,051)	
ハンガリー・フォリント	国債証券	HGB 5.5 02/12/14	43,180,000.000	32,166,077.400	
	国債証券	HGB 5.5 02/12/14	30,410,000.000	22,653,321.300	
	国債証券	HGB 6.75 02/24/17	28,880,000.000	23,056,348.000	
	小計（ハンガリー・フォリント）2銘柄		102,470,000.000	77,875,746.700 (35,215,413)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	240,000.000	253,656.000	
	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	150,000.000	158,535.000	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	25,000.000	25,896.500	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	63,000.000	65,259.180	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	315,000.000	326,295.900	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	40,000.000	41,434.400	
	国債証券	BTNS 3.75 01/12/12	455,000.000	468,445.250	
	国債証券	BTNS 3.75 01/12/12	125,000.000	128,693.750	
	国債証券	BTNS 3.75 01/12/12	200,000.000	205,910.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	170,000.000	140,777.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	20,000.000	16,562.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	45,000.000	37,264.500	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	40,000.000	33,124.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	55,000.000	45,545.500	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	70,000.000	57,967.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	40,000.000	33,124.000	
	国債証券	BTPS 4 02/01/37	40,000.000	33,124.000	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	55,000.000	55,643.500	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	105,000.000	106,228.500	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	130,000.000	131,521.000	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	85,000.000	85,994.500	
	国債証券	BTPS 5 02/01/12	800,000.000	829,680.000	
	国債証券	BTPS 5 02/01/12	110,000.000	114,081.000	
	国債証券	BTPS 5 02/01/12	230,000.000	238,533.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	165,000.000	175,543.500	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	60,000.000	63,834.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	175,000.000	186,182.500	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	60,000.000	63,834.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	120,000.000	127,668.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	320,000.000	340,448.000	
	国債証券	BTPS 5.5 11/01/10	65,000.000	67,841.150	
	国債証券	BTPS 5.5 11/01/10	115,000.000	120,026.650	
	国債証券	BTPS 5.5 11/01/10	345,000.000	360,079.950	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	42,000.000	45,990.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	20,000.000	21,900.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	55,000.000	60,225.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	49,000.000	53,655.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	19,000.000	20,805.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	50,000.000	54,750.000	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	25,000.000	27,375.000	
国債証券	BTPS 6 05/01/31	60,000.000	65,700.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	40,000.000	43,800.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	30,000.000	32,850.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	75,000.000	82,125.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	50,000.000	54,750.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	25,000.000	27,375.000		
国債証券	BTPS 6 05/01/31	20,000.000	21,900.000		
国債証券	DBR 3.5 01/04/16	60,000.000	60,798.000		
国債証券	DBR 3.5 01/04/16	100,000.000	101,330.000		
国債証券	DBR 3.5 01/04/16	105,000.000	106,396.500		
国債証券	DBR 3.5 01/04/16	115,000.000	116,529.500		
国債証券	DBR 3.75 01/04/17	21,000.000	21,373.800		
国債証券	DBR 3.75 01/04/17	225,000.000	229,005.000		
国債証券	DBR 3.75 01/04/17	175,000.000	178,115.000		
国債証券	DBR 3.75 01/04/17	45,000.000	45,801.000		

国債証券	DBR 3.75 01/04/17	260,000.000	264,628.000	
国債証券	DBR 3.75 07/04/13	25,000.000	25,986.250	
国債証券	DBR 4 01/04/37	9,000.000	8,635.500	
国債証券	DBR 4 01/04/37	75,000.000	71,962.500	
国債証券	DBR 4 01/04/37	95,000.000	91,152.500	
国債証券	DBR 4 01/04/37	90,000.000	86,355.000	
国債証券	DBR 4 01/04/37	46,000.000	44,137.000	
国債証券	DBR 4 01/04/37	50,000.000	47,975.000	
国債証券	DBR 4 01/04/37	55,000.000	52,772.500	
国債証券	DBR 4 01/04/37	145,000.000	139,127.500	
国債証券	DBR 4 01/04/37	60,000.000	57,570.000	
国債証券	DBR 4.25 01/04/14	30,000.000	31,945.500	
国債証券	DBR 4.25 01/04/14	95,000.000	101,160.750	
国債証券	DBR 4.25 01/04/14	75,000.000	79,863.750	
国債証券	DBR 4.25 01/04/14	75,000.000	79,863.750	
国債証券	DBR 4.25 01/04/14	240,000.000	255,564.000	
国債証券	DBR 5.25 01/04/11	365,000.000	388,268.750	
国債証券	DBR 5.25 01/04/11	395,000.000	420,181.250	
国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	1,000.000	1,052.000	
国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	15,000.000	15,780.000	
国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	99,000.000	104,148.000	
国債証券	DEUTSCH 4.75 07/04/34	95,000.000	99,940.000	
国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	245,000.000	260,410.500	
国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	65,000.000	69,088.500	
国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	105,000.000	111,604.500	
国債証券	FRANCEOAT 4.75 10/25/12	180,000.000	191,322.000	
国債証券	FRANCEOAT 5 10/25/16	115,000.000	125,718.000	
国債証券	FRANCEOAT 5 10/25/16	50,000.000	54,660.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/10	369,000.000	384,498.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/10	775,000.000	807,550.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/10	240,000.000	250,080.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/10	240,000.000	250,080.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/10	150,000.000	156,300.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	35,000.000	39,102.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	45,000.000	50,274.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	43,000.000	48,039.600	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	50,000.000	55,860.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	40,000.000	44,688.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	25,000.000	27,930.000	
国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	85,000.000	94,962.000	
国債証券	FRTR 4 10/25/14	220,000.000	227,634.000	
国債証券	FRTR 4 10/25/14	135,000.000	139,684.500	
国債証券	FRTR 4 10/25/14	90,000.000	93,123.000	
国債証券	FRTR 4.25 04/25/19	85,000.000	86,789.250	
国債証券	FRTR 4.25 10/25/17	165,000.000	169,752.000	
国債証券	FRTR 4.25 10/25/17	270,000.000	277,776.000	
国債証券	FRTR 4.25 10/25/17	137,000.000	140,945.600	
国債証券	FRTR 4.25 10/25/17	170,000.000	174,896.000	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	28,000.000	32,495.120	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	110,000.000	127,659.400	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	70,000.000	81,237.800	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	30,000.000	34,816.200	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	65,000.000	75,435.100	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	110,000.000	127,659.400	
国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	60,000.000	69,632.400	
国債証券	GGB 5.25 05/18/12	165,000.000	169,862.550	
国債証券	GGB 6.5 10/22/19	65,000.000	73,346.000	
国債証券	GREECE 6.5 01/11/14	100,000.000	108,516.000	
国債証券	GREECE 6.5 01/11/14	135,000.000	146,496.600	
国債証券	GREECE 6.5 01/11/14	120,000.000	130,219.200	
国債証券	NETHER 4.5 07/15/17	420,000.000	439,320.000	
国債証券	NETHER 5 07/15/12	50,000.000	53,555.000	
国債証券	NETHER 5 07/15/12	405,000.000	433,795.500	
国債証券	NETHER 5 07/15/12	65,000.000	69,621.500	

国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	10,000.000	11,190.000
国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	40,000.000	44,760.000
国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	50,000.000	55,950.000
国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	85,000.000	95,115.000
国債証券	OBL 3.5 04/12/13	7,000.000	7,199.850
国債証券	RAGB 5.25 01/04/11	205,000.000	215,436.550
国債証券	RAGB 5.25 01/04/11	205,000.000	215,436.550
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	60,000.000	71,158.200
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	45,000.000	53,368.650
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	60,000.000	71,158.200
国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	60,000.000	71,158.200
国債証券	SPGB 4.4 01/31/15	100,000.000	104,464.000
国債証券	SPGB 4.4 01/31/15	490,000.000	511,873.600
国債証券	SPGB 6 01/31/29	75,000.000	86,055.750
国債証券	SPGB 6 01/31/29	15,000.000	17,211.150
国債証券	SPGB 6 01/31/29	80,000.000	91,792.800
国債証券	SPGB 6 01/31/29	25,000.000	28,685.250
国債証券	SPGB 6 01/31/29	65,000.000	74,581.650
特殊債券	GAZPRU 5.364 10/31/14	50,000.000	29,875.000
特殊債券	GAZPRU 6.605 02/13/18	100,000.000	58,345.000
特殊債券	GAZPRU 6.605 02/13/18	160,000.000	93,352.000
社債券	AZN 5.125 01/15/15	50,000.000	49,230.000
社債券	BAC FL 03/28/18	50,000.000	39,802.500
社債券	BACR 5.75 03/08/11	5,000.000	5,004.000
社債券	BMW 8.875 09/19/13	7,000.000	7,106.400
社債券	BNP 5.431 09/07/17	50,000.000	49,915.000
社債券	BRITEL 6.5 07/07/15	50,000.000	46,535.000
社債券	C FL 02/10/19	50,000.000	37,072.500
社債券	CS 6.375 06/07/13	30,000.000	29,533.500
社債券	DANBNK FL 03/20/16	50,000.000	44,260.000
社債券	DB 4.5 03/07/11	50,000.000	50,142.500
社債券	DT 4.5 10/25/13	16,000.000	15,550.400
社債券	DT 8.125 05/29/12	13,000.000	13,929.110
社債券	EOAGR 5.125 10/02/12	9,000.000	9,131.400
社債券	FRTEL 7.25 01/28/13	17,000.000	18,249.500
社債券	FRTEL 7.25 01/28/13	8,000.000	8,588.000
社債券	GE 6 01/15/19	50,000.000	47,765.000
社債券	GS 6.375 05/02/18	22,000.000	18,863.900
社債券	GSK 5.625 12/13/17	50,000.000	48,807.500
社債券	GSZFP 6.25 01/24/14	25,000.000	26,285.000
社債券	HBOS FL 10/30/19	5,000.000	3,992.000
社債券	H B O S F L 11/23/PERPETUAL	8,000.000	5,293.600
社債券	HSBC FL 06/29/20	45,000.000	38,103.750
社債券	IBESM 7.5 11/25/15	50,000.000	50,835.000
社債券	IBM 6.625 01/30/14	50,000.000	51,767.500
社債券	ISPIM FL 06/26/18	50,000.000	46,132.500
社債券	JPM 4.375 01/30/14	50,000.000	47,470.000
社債券	KPN 6.25 09/16/13	50,000.000	49,342.500
社債券	LINGR 4.75 04/24/17	15,000.000	13,451.250
社債券	LORFP 4.625 11/07/14	10,000.000	8,442.500
社債券	MER 4.625 10/02/13	12,000.000	9,923.040
社債券	MONTE 4.875 05/31/16	50,000.000	41,812.500
社債券	MONTE FL PERPETUAL	5,000.000	4,350.500
社債券	MRKGR 4.75 11/26/10	15,000.000	14,998.500
社債券	MS 6.5 12/28/18	50,000.000	37,932.500
社債券	NGGLN 5 07/02/18	5,000.000	4,599.500
社債券	PEMEX 6.25 08/05/13	15,000.000	13,689.000
社債券	SOCGEN 5.25 03/28/13	50,000.000	50,837.500
社債券	STANLN 5.875 09/26/17	50,000.000	41,307.500
社債券	TITIM 6.875 01/24/13	15,000.000	14,249.250
社債券	TITIM FL 04/20/11	10,000.000	9,929.500
社債券	TSCOLN 5.875 09/12/16	50,000.000	46,607.500
社債券	UBS 6 04/18/18	50,000.000	48,377.500
社債券	UCGIM 4.875 02/12/13	50,000.000	49,625.000

	社債券	VIEFP 5.375 05/28/18	17,000.000	15,382.450	
	小計（ユーロ）80銘柄		18,327,000.000	18,878,197.700	
				(2,302,007,428)	
合計				4,036,099,277	
				(4,036,099,277)	

(注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2. ファンド合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券	有価証券の合計	
		時価比率	金額に対する比率	
アメリカ・ドル	国債証券	8 銘柄	24.08%	25.71%
	特殊債券	3 銘柄		
	社債券	1 銘柄		
カナダ・ドル	国債証券	5 銘柄	1.97%	2.10%
オーストラリア・ドル	地方債証券	1 銘柄	0.31%	0.33%
	特殊債券	1 銘柄		
イギリス・ポンド	国債証券	4 銘柄	7.68%	8.20%
	特殊債券	2 銘柄		
デンマーク・クローネ	国債証券	1 銘柄	0.84%	0.90%
スウェーデン・クローナ	国債証券	2 銘柄	0.85%	0.91%
メキシコ・ペソ	国債証券	4 銘柄	2.62%	2.80%
マレーシア・リングgit	国債証券	2 銘柄	0.52%	0.55%
ポーランド・ズロチ	国債証券	2 銘柄	0.55%	0.59%
ハンガリー・フォリント	国債証券	2 銘柄	0.82%	0.87%
ユーロ	国債証券	35 銘柄	53.43%	57.04%
	特殊債券	2 銘柄		
	社債券	43 銘柄		

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等並びに時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しており、ここでは省略しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成20年12月末日現在)

大和住銀DC年金設計ファンド30

資産総額	1,305,975,322 円
負債総額	7,102,163 円
純資産総額(-)	1,298,873,159 円
発行済数量	1,278,295,690 口
1単位当り純資産額(/)	1.0161 円

大和住銀DC年金設計ファンド50

資産総額	2,092,634,442 円
負債総額	9,869,170 円
純資産総額(-)	2,082,765,272 円
発行済数量	2,013,894,832 口
1単位当り純資産額(/)	1.0342 円

大和住銀DC年金設計ファンド70

資産総額	1,530,169,991 円
負債総額	10,309,332 円
純資産総額(-)	1,519,860,659 円
発行済数量	1,400,141,441 口
1単位当り純資産額(/)	1.0855 円

<参考：マザーファンドの純資産額計算書>

(平成20年12月末日現在)

年金日本株式マザーファンド

資産総額	54,514,437,802 円
負債総額	41,824,344 円
純資産総額(-)	54,472,613,458 円
発行済数量	64,814,720,195 口
1単位当り純資産額(/)	0.8404 円

年金日本債券マザーファンド

資産総額	16,733,089,497 円
負債総額	0 円
純資産総額(-)	16,733,089,497 円
発行済数量	17,091,988,994 口
1単位当り純資産額(/)	0.9790 円

インターナショナル株式マザーファンド

資産総額	27,545,350,516 円
負債総額	140,489,877 円
純資産総額(-)	27,404,860,639 円
発行済数量	31,998,697,207 口
1単位当り純資産額(/)	0.8564 円

インターナショナル債券マザーファンド

資産総額	4,492,011,975 円
負債総額	42,476,650 円
純資産総額(-)	4,449,535,325 円
発行済数量	2,786,788,530 口
1単位当り純資産額(/)	1.5967 円

第5【設定及び解約の実績】

大和住銀DC年金設計ファンド30

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	16,738,625	0
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	27,202,678	139,706
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	138,771,682	16,070,889
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	318,229,837	39,653,644
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	378,693,981	72,849,363
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	406,366,967	101,760,367
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	373,468,531	143,235,212

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	13,684,442	0
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	21,946,632	390,070
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	171,327,426	18,988,801
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	367,282,251	29,943,825
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	649,435,356	54,733,529
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	632,725,984	123,531,924
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	557,795,727	180,063,326

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成13年9月21日～平成14年11月19日）	12,222,369	2,784
第2期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	22,194,148	3,216,831
第3期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	138,932,306	11,772,009
第4期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	282,173,673	28,769,672
第5期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	498,588,224	86,787,396
第6期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	481,419,162	147,601,892
第7期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	453,744,672	213,353,608

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額：20億円（本書提出日現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

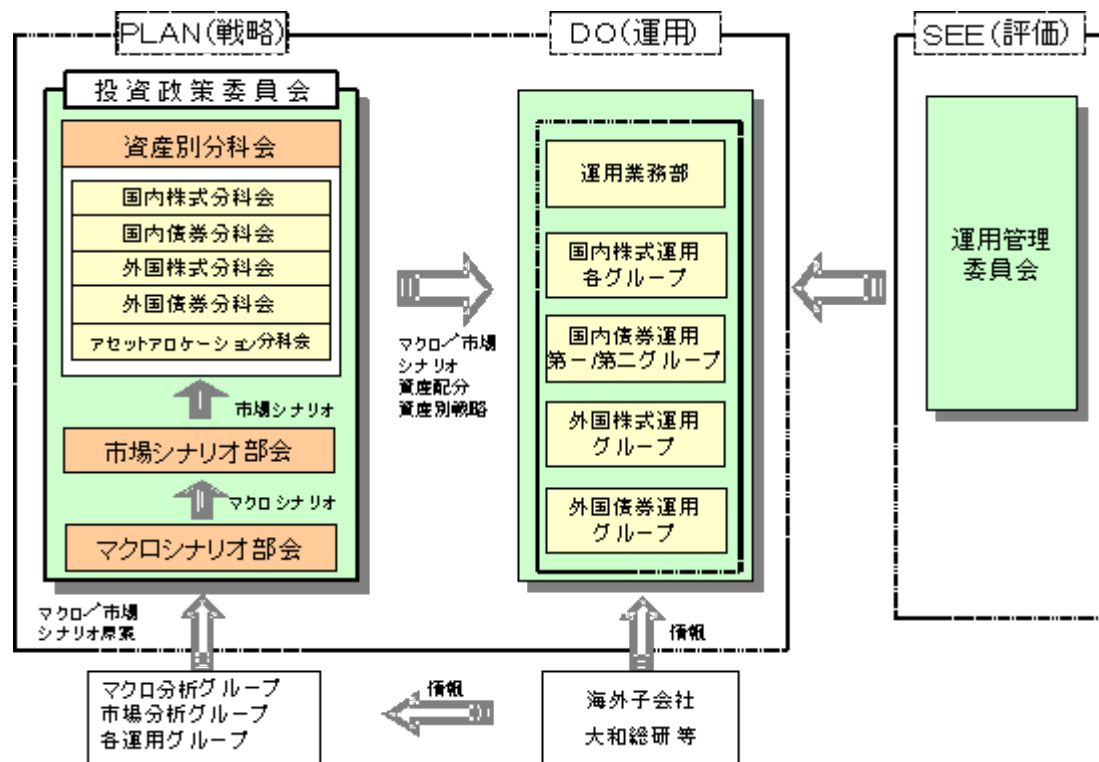
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、121本であり、その純資産総額は、約1,343,587百万円です（なお、親投資信託41本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	4	18,442百万円
追加型株式投資信託	116	1,317,401百万円
追加型公社債投資信託	1	7,744百万円
合計	121	1,343,587百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、第35期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号。）に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）については改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づき作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第35期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表についての監査、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表についての監査、並びに第37期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表についての中間監査を、あずさ監査法人により受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			500			500	
預金			9,052,747			9,891,355	
前払費用			78,454			113,371	
未収収益	3		3,869,757			3,633,754	
繰延税金資産			430,906			515,272	
支払委託金			20			-	
その他			27,151			15,104	
流動資産計			13,459,536	71.6		14,169,358	65.0
固定資産							
有形固定資産							
建物	1		207,447			488,532	
器具備品	1		72,827			158,303	
土地			710			710	
有形固定資産計			280,984	1.5		647,545	3.0
無形固定資産							
ソフトウェア	2		369,659			316,333	
電話加入権			12,706			12,706	
その他	2		1,365			-	
無形固定資産計			383,731	2.1		329,039	1.5
投資その他の資産							
投資有価証券			2,321,988			4,173,446	
関係会社株式			1,169,774			1,169,774	
従業員長期貸付金			26,720			42,615	
長期差入保証金			625,154			771,418	
会員権			193,040			189,040	
繰延税金資産			304,084			383,481	
その他			100,000			1,730	
貸倒引当金			74,340			70,350	
投資その他の資産計			4,666,423	24.8		6,661,158	30.5

区分	注記 番号	第35期 （平成19年3月31日現在）			第36期 （平成20年3月31日現在）		
		内訳	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳	金額 （千円）	構成比 （％）
固定資産計			5,331,140	28.4		7,637,744	35.0
資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

区分	注記 番号	第35期 （平成19年3月31日現在）			第36期 （平成20年3月31日現在）		
		内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金			45,165			53,603	
未払費用	3		1,592,807			1,911,249	
未払法人税等			1,484,747			1,534,017	
未払消費税等			111,060			140,601	
前受収益			8,938			8,913	
賞与引当金			727,600			876,200	
役員賞与引当金			65,100			67,900	
その他			14,076			18,892	
流動負債計			4,049,497	21.5		4,611,378	21.1
固定負債							
退職給付引当金			575,447			701,833	
役員退職慰労引当金			93,950			127,560	
固定負債計			669,397	3.6		829,393	3.8
負債合計			4,718,894	25.1		5,440,771	24.9

区分	注記 番号	第35期 (平成19年3月31日現在)			第36期 (平成20年3月31日現在)		
		内訳	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,000			2,000,000	
資本剰余金							
資本準備金		156,268			156,268		
資本剰余金合計			156,268			156,268	
利益剰余金							
利益準備金		343,731			343,731		
その他利益剰余金							
別途積立金		1,100,000			1,100,000		
繰越利益剰余金		10,457,433			12,806,951		
利益剰余金合計			11,901,164			14,250,683	
株主資本合計			14,057,433	74.8		16,406,951	75.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		14,348			40,620		
評価・換算差額等合計			14,348	0.1		40,620	0.2
純資産合計			14,071,782	74.9		16,366,330	75.1
負債・純資産合計			18,790,677	100.0		21,807,102	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
投資顧問料	1		5,363,828			-	
委託者報酬			14,107,437			-	
その他			4,800			-	
営業収益計			19,476,066	100.0		-	
運用受託報酬	1		-			5,376,238	
委託者報酬			-			20,900,527	
その他			-			22,800	
営業収益計			-			26,299,565	100.0
営業費用							
支払手数料	1		8,349,826			12,922,865	
広告宣伝費			170,399			223,060	
公告費			4,139			1,202	
調査費			775,011			826,569	
調査費		767,911			820,589		
委託調査費		7,100			5,980		
委託計算費			103,217			117,931	
営業雑経費			291,125			423,303	
通信費		51,591			52,015		
印刷費		192,945			333,993		
協会費		16,862			18,355		
諸会費		14,392			13,550		
その他		15,334			5,387		
営業費用計			9,693,720	49.8		14,514,934	55.2
一般管理費							
給与			2,729,025			2,781,396	
役員報酬		218,800			275,374		
給料手当		2,115,184			2,474,696		
賞与		395,041			31,325		
退職金			6,230			4,113	
福利厚生費			459,591			486,478	
交際費			14,783			17,337	

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
旅費交通費			123,669			155,950	
租税公課			62,464			70,637	
器具・備品費			99,105			98,812	
不動産賃借料			410,870			532,824	
退職給付費用			157,746			186,719	
賞与引当金繰入額			727,600			876,200	
役員退職慰労引当金繰入額			40,330			40,330	
役員賞与引当金繰入額			65,100			67,900	
固定資産減価償却費			49,221			75,468	
海外委託費			-			367,657	
諸経費			493,388			229,675	
一般管理費計			5,439,127	27.9		5,991,500	22.8
営業利益			4,343,218	22.3		5,793,131	22.0
営業外収益							
受取配当金			21,258			5,463	
受取利息			7,415			21,451	
投資有価証券売却益			-			41,942	
為替差益			1,138			-	
その他			34,860			36,449	
営業外収益計			64,673	0.3		105,306	0.4
営業外費用							
投資有価証券売却損			-			121,459	
為替差損			-			23,822	
その他			288			280	
営業外費用計			288	0.0		145,562	0.5
経常利益			4,407,603	22.6		5,752,875	21.9
特別利益							
投資有価証券売却益			466,914			28,500	
特別利益計			466,914	2.4		28,500	0.1
特別損失							
固定資産除売却損	2		1,704			-	
本社移転損失			-			284,487	

区分	注記 番号	第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)			第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
その他			7,920			10,560	
特別損失計			9,624	0.0		295,048	1.1
税引前当期純利益			4,864,893	25.0		5,486,327	20.9
法人税等		2,427,100			2,493,000		
法人税等調整額		257,217	2,169,882	11.1	126,191	2,366,808	9.0
当期純利益			2,695,010	13.9		3,119,518	11.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日 残高(千円)	2,000,000	156,268	156,268	254,600	1,100,000	8,700,953
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				89,131		859,131
役員賞与の支給						79,400
当期純利益						2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	89,131	-	1,756,479
平成19年3月31日 残高(千円)	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高(千円)	10,055,553	12,211,822	7,436	12,219,258
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	770,000	770,000		770,000
役員賞与の支給	79,400	79,400		79,400
当期純利益	2,695,010	2,695,010		2,695,010
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			6,912	6,912
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,845,610	1,845,610	6,912	1,852,523
平成19年3月31日 残高(千円)	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	10,457,433
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						770,000
当期純利益						3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	-	-	-	2,349,518
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	12,806,951

	株主資本		評価・換算差額等	純資産 合計
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	11,901,164	14,057,433	14,348	14,071,782
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	770,000	770,000		770,000
当期純利益	3,119,518	3,119,518		3,119,518
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			54,969	54,969
事業年度中の変動額合計 （千円）	2,349,518	2,349,518	54,969	2,294,548
平成20年3月31日 残高（千円）	14,250,683	16,406,951	40,620	16,366,330

[次へ](#)

重要な会計方針

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価 法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております） 時価のないもの...総平均法による原価法</p>	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>
<p>2．固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産...定率法 (2)無形固定資産...定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>2．固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ12,326千円減少しております。</p> <p>（追加情報） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>3．引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>	<p>3．引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左</p>

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当期末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当期より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、65,100千円減少しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同 左</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同 左</p>
<p>5. 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>5. 消費税等の処理方法 同 左</p>

会計方針の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する 会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）お よび「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17 年12月9日）を適用しております。なお、従来の資本の部 の合計に相当する金額は、14,071,782千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当期における財務諸表 は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
	<p>損益計算書の部</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融商品取引法の施行に伴う、投資運用業等統一経 理基準の改正により、前事業年度において「投資顧問 料」と表示しておりました投資運用業に係る収益は、 当事業年度より「運用受託報酬」と表示することとい たしました。 前事業年度において、一般管理費の「諸経費」に含 めて表示しておりました「海外委託費」は、一般管理 費総額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分 掲記することといたしました。なお、前事業年度の一般 管理費の「諸経費」に含まれる「海外委託費」は、 263,400千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 (平成19年3月31日現在)	第36期 (平成20年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 282,911千円 器 具 備 品 202,551千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 35,799千円 器 具 備 品 116,068千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 195,485千円 その他 518千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 259,325千円
3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 95,534千円 未払費用 54,477千円	3. 関係会社に対する主な資産、負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。 未収収益 125,494千円 未払費用 139,061千円

（損益計算書関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
1. 関係会社との取引高 営業収益（投資顧問料） 361,112千円 営業費用（支払手数料） 600,770千円	1. 関係会社との取引高 営業収益（運用受託報酬） 396,591千円 営業費用（支払手数料） 1,092,260千円
2. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,704千円 合計 1,704千円	2.

（株主資本等変動計算書関係）

第35期
（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成18年3月31日	平成18年6月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余 金	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第36期
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	770,000 千円	200円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余 金	1,540,000 千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																																										
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">- 千円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	- 千円	- 千円	減価償却累計額相当額	- 千円	- 千円	期末残高相当額	- 千円	- 千円	1年以内	- 千円		1年超	- 千円		合計	- 千円		<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">4,823千円</td> <td style="text-align: right;">4,823千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,743千円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,743千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">889千円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,861千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,751千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	合計	取得価額相当額	4,823千円	4,823千円	減価償却累計額相当額	80千円	80千円	期末残高相当額	4,743千円	4,743千円	1年以内	889千円		1年超	3,861千円		合計	4,751千円	
	器具備品	合計																																									
取得価額相当額	- 千円	- 千円																																									
減価償却累計額相当額	- 千円	- 千円																																									
期末残高相当額	- 千円	- 千円																																									
1年以内	- 千円																																										
1年超	- 千円																																										
合計	- 千円																																										
	器具備品	合計																																									
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円																																									
減価償却累計額相当額	80千円	80千円																																									
期末残高相当額	4,743千円	4,743千円																																									
1年以内	889千円																																										
1年超	3,861千円																																										
合計	4,751千円																																										
<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">774千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">727千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>支払利息相当額の算定方法</p> <p>…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	774千円	減価償却費相当額	727千円	支払利息相当額	9千円	<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">89千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">80千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>支払利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p>	支払リース料	89千円	減価償却費相当額	80千円	支払利息相当額	16千円																														
支払リース料	774千円																																										
減価償却費相当額	727千円																																										
支払利息相当額	9千円																																										
支払リース料	89千円																																										
減価償却費相当額	80千円																																										
支払利息相当額	16千円																																										
<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2,104千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,818千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,923千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,104千円	1年超	5,818千円	合計	7,923千円	<p>2.オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">2,104千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,714千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,818千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	2,104千円	1年超	3,714千円	合計	5,818千円																														
1年以内	2,104千円																																										
1年超	5,818千円																																										
合計	7,923千円																																										
1年以内	2,104千円																																										
1年超	3,714千円																																										
合計	5,818千円																																										

（有価証券関係）

第35期（平成19年3月31日現在）

1．時価のある有価証券

(1) その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,175,000	1,232,812	57,812
合計	1,175,000	1,232,812	57,812

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	751,000	717,344	33,655
合計	751,000	717,344	33,655

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
644,052	466,914	-

3．時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	371,832
合計	371,832

第36期（平成20年3月31日現在）

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	35,000	41,194	6,194
合計	35,000	41,194	6,194

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,850,000	3,775,420	74,580
合計	3,850,000	3,775,420	74,580

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
3,864,983	70,442	121,459

3. 時価評価されていない有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合計	1,169,774

(2) その他有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	356,832
合計	356,832

(デリバティブ取引関係)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 575,447千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 157,746千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 701,833千円 (注) 退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用（退職給付費用） 186,719千円 なお、当社は退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同 左</p>

（税効果会計関係）

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)																																																																						
<p>1. 繰延税金資産の主な原因内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">109,030 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">295,405</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">21,590</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">4,049</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">829</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">430,906</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">430,906</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">233,631</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">52,271</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">39,216</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">38,143</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">42,116</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">405,379</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">91,487</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">313,892</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">9,807</td></tr> <tr><td>（繰延税金負債の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,807</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">304,084</td></tr> </table>	未払事業税	109,030 千円	賞与引当金	295,405	社会保険料	21,590	未払事業所税	4,049	その他	829	（繰延税金資産の小計）	430,906	繰延税金資産の純額	430,906	退職給付引当金	233,631	投資有価証券	52,271	ゴルフ会員権	39,216	役員退職慰労引当金	38,143	その他	42,116	（繰延税金資産の小計）	405,379	評価性引当額	91,487	（繰延税金資産の合計）	313,892	有価証券評価差額金	9,807	（繰延税金負債の合計）	9,807	繰延税金資産の純額	304,084	<p>1. 繰延税金資産の主な原因内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">118,450 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">355,737</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td style="text-align: right;">26,640</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">5,253</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,190</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,272</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">515,272</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">284,944</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">40,700</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権</td><td style="text-align: right;">37,190</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">51,789</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,983</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の小計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,372</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">77,890</td></tr> <tr><td>（繰延税金資産の合計）</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">383,481</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">383,481</td></tr> </table>	未払事業税	118,450 千円	賞与引当金	355,737	社会保険料	26,640	未払事業所税	5,253	その他	9,190	（繰延税金資産の小計）	515,272	繰延税金資産の純額	515,272	退職給付引当金	284,944	投資有価証券	40,700	ゴルフ会員権	37,190	役員退職慰労引当金	51,789	その他有価証券評価差額金	27,764	その他	18,983	（繰延税金資産の小計）	461,372	評価性引当額	77,890	（繰延税金資産の合計）	383,481	繰延税金資産の純額	383,481
未払事業税	109,030 千円																																																																						
賞与引当金	295,405																																																																						
社会保険料	21,590																																																																						
未払事業所税	4,049																																																																						
その他	829																																																																						
（繰延税金資産の小計）	430,906																																																																						
繰延税金資産の純額	430,906																																																																						
退職給付引当金	233,631																																																																						
投資有価証券	52,271																																																																						
ゴルフ会員権	39,216																																																																						
役員退職慰労引当金	38,143																																																																						
その他	42,116																																																																						
（繰延税金資産の小計）	405,379																																																																						
評価性引当額	91,487																																																																						
（繰延税金資産の合計）	313,892																																																																						
有価証券評価差額金	9,807																																																																						
（繰延税金負債の合計）	9,807																																																																						
繰延税金資産の純額	304,084																																																																						
未払事業税	118,450 千円																																																																						
賞与引当金	355,737																																																																						
社会保険料	26,640																																																																						
未払事業所税	5,253																																																																						
その他	9,190																																																																						
（繰延税金資産の小計）	515,272																																																																						
繰延税金資産の純額	515,272																																																																						
退職給付引当金	284,944																																																																						
投資有価証券	40,700																																																																						
ゴルフ会員権	37,190																																																																						
役員退職慰労引当金	51,789																																																																						
その他有価証券評価差額金	27,764																																																																						
その他	18,983																																																																						
（繰延税金資産の小計）	461,372																																																																						
評価性引当額	77,890																																																																						
（繰延税金資産の合計）	383,481																																																																						
繰延税金資産の純額	383,481																																																																						
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">2.2%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">4.8%</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">1.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	住民税均等割	0.1%	評価性引当額の減少	2.2%	過年度法人税等	4.8%	特定外国子会社等課税所得	1.4%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">1.5%</td></tr> <tr><td>特定外国子会社等課税所得</td><td style="text-align: right;">3.6%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	評価性引当額の減少	0.2%	過年度法人税等	1.5%	特定外国子会社等課税所得	3.6%	外国税額控除	0.4%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1%																																
法定実効税率	40.6%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%																																																																						
住民税均等割	0.1%																																																																						
評価性引当額の減少	2.2%																																																																						
過年度法人税等	4.8%																																																																						
特定外国子会社等課税所得	1.4%																																																																						
その他	0.8%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6%																																																																						
法定実効税率	40.6%																																																																						
（調整）																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%																																																																						
評価性引当額の減少	0.2%																																																																						
過年度法人税等	1.5%																																																																						
特定外国子会社等課税所得	3.6%																																																																						
外国税額控除	0.4%																																																																						
その他	0.3%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1%																																																																						

(関連当事者との取引)

第35期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,157,108	未払 費用	499,526
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,219,684	未払 費用	410,925

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第36期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
その他 の関係 会社の 子会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田 区	1,000	証券業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	3,447,678	未払 費用	486,012
その他 の関係 会社の 子会社	株式会社 三井住友 銀行	東京都 千代田 区	6,650	銀行業	-	-	当社投資 信託に係 る事務代 行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	4,942,630	未払 費用	341,444

取引条件 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

(1株当たり情報)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)		第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,655円01銭	1株当たり純資産額	4,251円00銭
1株当たり当期純利益	700円00銭	1株当たり当期純利益	810円26銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第35期	第36期
	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日～平成20年3月31日
損益計算書上の当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,695,010	3,119,518
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

(重要な後発事象)

第35期 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)	第36期 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,442,820
前払費用		152,782
未収収益		3,617,128
繰延税金資産		236,168
その他		38,108
流動資産合計		12,487,008
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	440,202
器具備品	1	124,609
土地		710
建設仮勘定		7,926
有形固定資産合計		573,447
無形固定資産		353,396
投資その他の資産		
投資有価証券		3,987,629
関係会社株式		1,169,774
長期貸付金		41,683
長期差入保証金		737,340
会員権		161,517
繰延税金資産		451,668
その他		1,527
貸倒引当金		70,350
投資その他の資産合計		6,480,790
固定資産合計		7,407,634
資産合計		19,894,642

（単位：千円）

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2	120,217
未払費用		1,587,865
未払法人税等		729,611
前受収益		137,944
賞与引当金		357,850
役員賞与引当金		21,200
その他		19,198
流動負債合計		2,973,886
固定負債		
退職給付引当金		715,379
役員退職慰労引当金		113,982
固定負債合計		829,362
負債合計		3,803,249
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		156,268
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		12,636,450
利益剰余金合計		14,080,181
株主資本合計		16,236,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		145,056
評価・換算差額等合計		145,056
純資産合計		16,091,393

負債純資産合計	19,894,642
---------	------------

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

営業収益		
運用受託報酬		2,319,931
委託者報酬		9,506,018
その他営業収益		11,404
営業収益計		11,837,353
営業費用		6,519,096
一般管理費	1	3,105,576
営業利益		2,212,680
営業外収益		
受取配当金		16,591
受取利息		12,166
投資有価証券売却益		2,288
為替差益		10,619
雑収入		1,072
営業外収益計		42,736
営業外費用		
雑損失		4,081
営業外費用計		4,081
経常利益		2,251,335
特別利益		
賞与引当金戻入益		100,063
特別利益計		100,063
特別損失		
固定資産除却損		101
特別損失計		101
税引前中間純利益		2,351,297
法人税、住民税及び事業税		699,500
法人税等調整額		282,298
法人税等合計		981,798
中間純利益		1,369,498

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間
		(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		2,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
資本剰余金合計		
前期末残高		156,268
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		343,731
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高		1,100,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高		12,806,951
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,540,000
中間純利益		1,369,498
当中間期変動額合計		170,501
当中間期末残高		12,636,450
利益剰余金合計		
前期末残高		14,250,683
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,540,000
中間純利益		1,369,498
当中間期変動額合計		170,501
当中間期末残高		14,080,181

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
株主資本合計	
前期末残高	16,406,951
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,540,000
中間純利益	1,369,498
当中間期変動額合計	170,501
当中間期末残高	16,236,450
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	40,620
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	104,435
当中間期末残高	145,056
評価・換算差額等合計	
前期末残高	40,260
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	104,435
当中間期末残高	145,056
純資産合計	
前期末残高	16,366,330
当中間期変動額	1,540,000
剰余金の配当	1,369,498
中間純利益	
株主資本以外の項目の当中間期	104,435
変動額（純額）	
当中間期変動額合計	274,937
当中間期末残高	16,091,393

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式...総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの...総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

（会計方針の変更）

当中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
リース取引に関する会計基準	
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）	
1.有形固定資産の減価償却累計額	233,450千円
2.消費税等の取扱い	
<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）			
1.減価償却実施額	有形固定資産	83,063千円	
	無形固定資産	57,552千円	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）						
1.発行済株式に関する事項						
	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850	
2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。						
3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。						
4.配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,540,000千円	400円	平成20年3月31日	平成20年6月23日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

（借主側）

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品	合計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	562千円	562千円
中間期末残高相当額	4,260千円	4,260千円

（2）未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	907千円
1年超	3,403千円
合計	4,311千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	95千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料	
1年以内	2,104千円
1年超	2,661千円
合計	4,766千円

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
株式	-	-	-
その他	3,875,000	3,630,797	244,203
合計	3,875,000	3,630,797	244,203

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	1,169,774
関連会社株式	-
合 計	1,169,774

(2) その他有価証券

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（店頭売買株式を除く）	356,832
合 計	356,832

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1株当たり純資産額 4,179円58銭

1株当たり中間純利益 355円71銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 1,369,498千円

普通株主に帰属しない金額 - 千円

普通株式に係る中間純利益 1,369,498千円

普通株式の期中平均株式数 3,850,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・資本金：51,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ・資本構成：住友信託銀行株式会社33.3%、株式会社りそな銀行33.3%、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社33.3%
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)投資顧問会社

名称

T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービスズ・リミテッド
(T.Rowe Price Global Investment Services Limited)

資本金の額

平成20年12月末日現在：4,700万米ドル（約4,278百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成20年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=91.03円）によります。

事業の内容

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国T.ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるT.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。T.ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびT.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービスズ・リミテッドの親会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービスズ・リミテッドは、T.ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末日現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	664,986	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965	
住友信託銀行株式会社	287,537	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社より、運用指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3) 販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2) 販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

住友信託銀行株式会社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年2月19日
有価証券報告書	平成20年2月19日
半期報告書	平成20年8月19日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年8月19日

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の平成19年11月20日から平成20年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の平成20年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の平成18年11月21日から平成19年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の平成19年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 大東 正躬 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)